

統一適性試験の在り方に関する 調査検討結果報告

平成28年3月15日
中央教育審議会 大学分科会
法科大学院特別委員会

法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する
検討ワーキング・グループ

目次

1. 統一適性試験の趣旨、現状と課題	1
(1) 統一適性試験の趣旨	1
(2) 統一適性試験をはじめとした入学者選抜を巡る現状と課題	2
2. 見直しの基本的考え方	4
3. 改善方策	4
(1) 法学既修者の選抜について	5
(2) 法学未修者の選抜について	6
(3) その他	7
4. 実施スケジュール	8
5. おわりに	8
参考資料集	10
委員名簿、審議経過	46

1. 統一適性試験の趣旨、現状と課題

(1) 統一適性試験の趣旨

- 法科大学院の入学選抜における統一的な適性試験（以下、「統一適性試験」という。）は、公平性、開放性、多様性という法科大学院の基本理念に基づき、すべての出願者について、法律学の学識ではなく、法科大学院における学修の前提として要求される資質を判定する試験として設計され、平成15年から導入されたものである。

(これまでの検討の経緯等)

※法科大学院（仮称）構想に関する検討会議の報告書（H12）

- ・「法科大学院の入学選抜に当たっては、公平性、開放性、多様性を確保すべき」
- ・「法科大学院における法学教育の完結性を前提とし、入学試験の開放性を徹底するならば、法学既修者として入学を希望する者と法学未修者として入学を希望する者について同一内容の試験を行うことが考えられる。その内容は、性質上、法律学についての知識を試すのではなく、法科大学院における履修の前提として要求される共通の資質、すなわち判断力、思考力、分析力、表現力などを試すことを目的とする適性試験となろう」
- ・「②すべての出願者について適性試験を行い、法学既修者として出願する者には併せて法律科目試験を行うとする考え方、③法学未修者として入学を希望する者には適性試験、法学既修者として入学を希望する者には法律科目試験を行うとする考え方があり得る」ところ、「公平性、開放性、多様性という法科大学院に関する基本理念からすれば、法学既修者として出願する者にも適性試験を課する方がより適合的だと考えれば、③よりも②が妥当ということになる」

※司法制度改革審議会意見書（H13）

- ・「入学選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮して可否を判定すべきである。もつとも、これらをどのような方法で評価し、また判定に当たってどの程度の比重を与えるかは、各法科大学院の教育理念に応じた自主的判断に委ねられる。」
- ・「多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。」
- ・「入学試験においては、法学既修者であるか否かを問わず、すべての出願者について適性試験（法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの）を（中略）行うという方向で、各試験の在り方を検討する必要がある。その際、適性試験は統一的なものとするのが適切である」

※中教審答申「法科大学院の設置基準等について」（H14）

- ・「法学既修者と法学未修者との別を問わずすべての出願者について、適性試験を実施」
- ・「法学未修者の選抜において、法律科目試験を実施することは認められない」

※法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条

- ・「入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学選抜」

※専門職大学院設置基準第20条

- ・「法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする」

※学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第4条

- ・「大学評価基準が、(中略)次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること
ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価に関すること」

※中教審法科大学院特別委員会の報告書(H21)

- ・「法科大学院の入学者選抜においては、他の成績と合わせた総合判定の考慮要素の一つとして、または、もっぱら入学最低基準点として、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる」
- ・「適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないよう、統一的な入学最低基準点を設定する必要」があり、「総受験者の下位から15%程度の人数を目安」とする旨の指摘がなされている。

(2) 統一適性試験をはじめとした入学者選抜を巡る現状と課題

- 統一適性試験は、平成15年度の導入当初は、独立行政法人大学入試センターと適性試験委員会(財団法人日弁連法務研究財団・社団法人商事法務研究会)の2機関により別々に実施されていた。その後、平成23年度から、現在のように適性試験管理委員会が唯一の実施機関となり、「法科大学院全国統一適性試験」として年2回(5~6月)実施されている。¹
- 平成27年度の統一適性試験受験者の実人数は、適性試験管理委員会が唯一の実施機関となった平成23年度と比較して、半数程度に減少している。²
- また、法科大学院志願者数(同一者の複数校受験を含む)は、この10年間で、4分の1程度に減少している。³
- 法科大学院入学者数もこの10年間で4割弱に減少している。そのうち、特に、社会人や法学未修者については、いずれも2割程度となっており、減少が顕著である。⁴

¹ 統一適性試験の実施状況

- ・実施場所：全国14カ所(ただし3カ所は1回のみ)(平成27年度)
- ・受験料：16,200円(平成27年度)
- ・平成28年度は、法科大学院志願者が著しく減少している現状等に鑑み、統一適性試験を継続的・安定的に実施するとともに試験会場数を維持・拡大すべく(2014年より1回のみ実施としていた金沢、岡山会場について2回に拡大)、受験料を21,600円に見直し

² 統一適性試験受験者の実人数： 7,249人(H23) → 3,621人(H27)
(参照：制度創設時(H15)大学入試センターの試験35,521人、適性試験委員会の試験18,355人)

³ 法科大学院志願者数： 40,341人(H18) → 10,370人(H27)

⁴ ・法科大学院入学者 5,784人(H18) → 2,201人(H27)
うち、社会人 1,925人(H18) → 405人(H27)
うち、法学未修者 3,605人(H18) → 770人(H27)
うち、法学部以外の者 1,634人(H18) → 351人(H27)

- ※ 「社会人」、「法学未修者」、「法学部以外の者」の計上では、重複を排除していない。
 - ・学部時代に法学以外の学問を履修した者の割合 34.5%(H16) → 15.9%(H27)
 - ・法科大学院の定員充足率 69.5%(H27)

- 法科大学院入学者のうち、法学未修者（以下、「未修者」という。）と法学既修者（以下、「既修者」という。）の割合は、平成18年度においては、未修者が62%、既修者が38%と、未修者の割合の方が大きかったが、平成23年度より逆転し、平成27年度では、未修者が35%、既修者が65%となっている。⁵
- 経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するため、平成23年に司法試験予備試験が導入された。司法試験予備試験を経て司法試験を受験する者には統一適性試験が課されていない。予備試験の受験者数は増加傾向にあり、特に、学部在学中の受験者は一貫して増加し、合格者に占める割合は4割程度となっている。
- 入学者選抜における競争倍率については、平成27年3月の認証評価に関する文部科学省通知（学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について）において、2倍という目安が示されるとともに、同通知において、この目安を下回っている場合には、「競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言いがたいなど、入学者の質の保証への影響が懸念される」とされている。しかし、平成27年度の法科大学院入学者選抜全体の競争倍率は1.87倍にとどまったため、文部科学省では、各法科大学院に入学者の質の保証を更に促すため、平成29年度予算から「公的支援見直し強化・加算プログラム」における基礎額設定の指標に、競争倍率を導入することとしている。（「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて（平成27年12月11日文部科学省高等教育局長通知）参照）
- 一方で、法科大学院入学後の修了者の質の保証のために、各法科大学院において進級判定や修了認定の厳格化が進められており、標準修業年限修了率は、平成18年度が81%であったところ、平成26年度は68%に低下している。また、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験（仮称）については、平成30年度を目途に本格実施に移行すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、本年3月には第2回試行試験が実施されたところである。
- 本ワーキング・グループにおける審議のために、文部科学省が平成27年10月に実施した各法科大学院に対する調査では、統一適性試験の各法科大学院入学者選抜における有用性について、未修者については肯定的・否定的の双方の回答がほぼ同数であった一方で、既修者については否定的な回答が大半であった。また、各法科大学院の実施する第1次日程の入学者選抜における統一適性試験の考慮割合（第1部から第3部）は、未修者では半数以上の法科大学院（62%）で3割未満（一方、5割以上であったのは11%）、既修者では大半の法科大学院（93%）で3割未満（一方、5割以上であったのは5%）であった。さらに、統一適性試験の実施が、志願者確保の上で障害になっている面があるとする回答が大半の法科大学院からあった。（22～24頁参照）

⁵ 未修者・既修者の割合

H18	未修 62.3%・既修 37.7%
H23	未修 47.1%・既修 52.9%
H27	未修 35.0%・既修 65.0%

- 本ワーキング・グループが実施した適性試験管理委員会からのヒアリングでは、統一適性試験スコアと法科大学院成績・司法試験の可否に一定の相関関係がある旨の報告があった。⁶

2. 見直しの基本的考え方

- 統一適性試験の見直しに当たっては、公平性、開放性、多様性といった法科大学院制度創設時の基本理念を堅持すべきである。
- 一方で、法科大学院志願者がこの10年間で4分の1程度に減少するなど、法科大学院入学者選抜を取り巻く状況は制度創設当時とは大きく変化している。特に、社会人や未修者の入学者が2割程度にまで減少し、未修者と既修者の割合は、制度創設時から逆転して、既修者が多数を占めるようになってきている。このため、こうした入学者選抜を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、法科大学院創設時の基本理念、特に入学者の多様性の確保の観点からの見直しが必要である。また、現在では、ほとんどの法科大学院が、未修者と既修者について別枠で選抜を実施していることや、教育成果が上がっている法科大学院を中心に入学者選抜に関する一定のノウハウが蓄積されていると考えられる点も考慮すべき要素である。さらに、結果として、法科大学院志願者の増加にもつながることが望ましい。
- 法科大学院の入学者選抜に当たっては、入学者の質の適切な確保、保証が必要である。平成13年の司法制度改革審議会意見書で、法科大学院における履修の前提として要求される資質とされた判断力、思考力、分析力、表現力等の資質についての適確な判定が必要である。
- 統一適性試験が法科大学院の入学者選抜に対してこれまで果たしてきた役割や、統一適性試験に対する各法科大学院や適性試験管理委員会等の関係者の様々な見解も踏まえて、適切な結論を出すことが必要である。

3. 改善方策

- 適性試験管理委員会からのヒアリングにおける指摘のとおり、統一適性試験は、公平性、開放性、多様性という法科大学院の基本理念に基づき、平成15年の第1回目の実施以来、法科大学院における履修の前提として要求される資質（論理的判断力、分析的判断力、長文読解力、表現力）を試す全国一律の試験として、12年間にわたり、試験の専門的知見に基づく調査・分析、翌年度の試験へのフィードバックを継続的に行いながら実施され、これまで、プロセスとしての法曹養成の中核的機関である法科大学院への入学者の質を確保するための統一的な最

⁶ 適性試験管理委員会からのヒアリング概要（27.10.29）

- ・ 統一適性試験スコア成績と法科大学院における学業成績との間には相関関係がある。
- ・ 司法試験合格者の統一適性試験スコアは高い。また、司法試験に早く合格する者の統一適性試験スコアは高い。
- ・ 経営面では、法科大学院志願者の急激な減少を受け、経費削減の努力を行っているものの、平成26年度試験より収支がマイナスである。

低基準点としての役割を含め、未修者と既修者とを問わず、一定の役割を果たしてきたと考えられる。

- しかし、法科大学院入学者選抜を取り巻く状況が制度創設当時とは大きく変化していることを踏まえると、以下の改善方策を実施することが望ましいと考える。なお、現在、ほとんどすべての法科大学院が、未修者と既修者について別枠で選抜を実施している状況に鑑み、それぞれについて改善方策を提示する。

(1) 法学既修者の選抜について

- 既修者選抜における統一適性試験の有用性については、適性試験管理委員会から、既修者に対しても司法試験の合否等との相関関係がある旨の指摘がなされた一方で、各法科大学院に対する調査では、他の試験方法による代替可能性や、受験生の負担感、法科大学院志願者の大幅な減少による最低基準点の必要性の低下といった理由から、大半の法科大学院が否定的な見解であった。実際に、大半の法科大学院で、入学者選抜における考慮割合が3割未満にとどまっていた。
- こうした現状に加え、志願者数の大幅な減少により適性をみるための丁寧な入試が可能となっていることや、教育成果が上がっている法科大学院を中心に入学者選抜に関する一定のノウハウが蓄積されていると考えられること等に鑑みると、必ずしも統一適性試験を利用せずとも、法律科目試験を通じて法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定することは一定程度可能と考えられる。その上、法律科目試験に加えて、学部成績、学業以外の活動実績、志望理由書・自己評価書、保有資格や外国語の成績等を含めた能力証明資料等、各法科大学院の工夫によって多様な観点を踏まえた入学者選抜とすることによって、法科大学院における履修の前提として要求される資質を適確に判定することは可能と考えられる。
- また、ほとんどすべての法科大学院が、現在、未修者と既修者について別枠で選抜を実施している状況等に鑑みると、既修者について、統一適性試験を課さないこととしても、公平性という基本理念に則した入学者選抜として許容されることが考えられる。
- このため、本ワーキング・グループとしては、既修者選抜において、統一適性試験の利用を各法科大学院の任意とすべきであると考え。なお、利用を任意とした場合、受験者の減少による収支上の問題から、そもそも実施主体が試験を実施することが困難となり、統一適性試験が存続し得なくなる可能性があることについても考慮したが、この方向性で一致したところである。
- ただし、統一適性試験を利用しない場合は、各法科大学院において、受験者の適性を適確かつ客観的に判定するため、以下の取組が必要である。また、認証評価機関において、各法科大学院の取組を評価することにより、志願者の適性の適確かつ客観的な判定を担保すべきである。

- ・法科大学院の履修の前提として要求される資質を判定するため、法律科目試験においては、特に憲法、民法、刑法に関する科目については、短答式問題のみでは不十分であり、論述式問題を含め、資質を適確に判定しうる形で出題すること。
 - ・また、資質を適確に判定するため、法律科目試験に加え、様々な方法・観点による入学者選抜となるよう工夫すること（後述のガイドラインの一部を活用することも考えられる）
 - ・各法科大学院においては、各選抜方法によりどのような能力を判定しているのかという点に加え、出題の趣旨についても公表すること。
 - ・また、選抜方法の特性を考慮しつつ、配点や採点基準等を、客観的な判定が可能となるよう明確に定めるとともに、これらについても可能な限り公表すること。
- なお、統一適性試験の利用の有無にかかわらず、入学者の質の確保のため、各法科大学院において競争倍率を維持（目安：2倍）することが必要である。

(2) 法学未修者の選抜について

- 未修者選抜については、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れる観点から、法律科目試験を課すことは不適切である。このため、法律科目試験以外の方法により、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を評価することが必要である。
- 未修者選抜における統一適性試験の有用性については、半数近くの法科大学院が肯定的な見解であったことや、12年間にわたって実施されてきた統一適性試験の実績を踏まえると、各法科大学院の指摘を踏まえた改善を図った上で、未修者選抜において引き続き統一適性試験を課すことも一案としては考えられる。しかし、既修者選抜において各法科大学院の任意とした場合には、統一適性試験について収支上の問題が生じることが推測されるため、未修者選抜のみ統一適性試験を課すことは現実的な選択肢ではないと考えられる。
- さらに、各法科大学院に対する調査においては、統一適性試験は、実施時期、実施場所、実施回数等が受験生のニーズと比べ十分ではない、受験料が高額であるといったことに加え、社会人経験者にとって得点を取りにくい試験であるといった理由から、志願者確保の障害になっているとの意見が大半の法科大学院から挙げられている。また、志願者数の減少により、適性をみるための丁寧な入学者選抜を行うことが可能であり、必ずしも入学最低基準点を用いなくとも対応可能と考えられるとの意見があった。加えて、半数以上の法科大学院において、入学者選抜における統一適性試験の考慮割合が3割未満にとどまっており、教育成果が上がっている法科大学院を中心に、適性試験以外の方法による入学者選抜についての一定のノウハウがすでに蓄積されていると考えられる状況も鑑みると、未修者についても、統一適性試験の利用を法科大学院の任意とすべきであるとする。その場合、各法科大学院において、統一適性試験を利用せずとも、受験者の適性を適確かつ客観的に判定することが必要である。

- このため、文部科学省において、未修者の入学者選抜についてのガイドラインを策定し、各法科大学院と法科大学院を対象とした各認証評価機関に提示し、認証評価機関において、当該ガイドラインを踏まえた各法科大学院の取組を評価することで、上記を担保すべきである。
- ガイドラインに記載すべき主な内容としては、以下のようなものが考えられる。
 - ・ 入学者選抜に当たっては、公平性、開放性、多様性の確保を旨として、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を、適確かつ客観的に試すことが必要であること。
 - ・ その際、各法科大学院が創意工夫をこらし、アドミッションポリシーに基づく入学者選抜を行うことが重要であること。
 - ・ 各法科大学院で統一適性試験の過去の問題を活用するなどして統一適性試験に類する試験を作成することも考えられるが、これらを実施しない場合は、小論文・筆記試験、口述・面接試験、書面審査（学部成績、活動実績、志望理由・自己評価、能力証明資料等）等を組み合わせて実施するなど、各法科大学院の創意工夫により、履修の前提として要求される資質を適確に判定することが必要であること。この際、口述・面接試験については、単なる人物審査にとどまらず、コミュニケーション能力を含め履修に必要とされる資質を判定することが望ましい。
 - ・ 各法科大学院においては、各選抜方法によりどのような能力を判定しているのかという点に加え、出題の趣旨についても公表することが必要であること。また、選抜方法の特性を考慮しつつ、配点や採点基準等を、客観的な判定が可能となるよう明確に定めるとともに、これらについても可能な限り公表することが必要であること。
 - ・ 各試験において、複数の者により採点を実施するなど、客観性を高める工夫が必要であること。その際、法科大学院間での連携や、学外有識者の参画を求めることも考えられる。
- ガイドラインの在り方については、今後、各法科大学院の意見も踏まえながら、別途の会議体において、より具体的な検討を行うことが必要である。

(3) その他

- 各法科大学院においては、各選抜方法と入学後の成績や司法試験の合格状況等の相関関係を分析し、入学者選抜における判定精度の向上に努めることが必要である。その際、これまでの入学者選抜における統一適性試験の成績とその他の選抜方法との相関関係についても分析を行うことが望ましい。また、得られた結果を法科大学院間で共有する等により、入学者選抜の精度の一層の向上に努めることが望ましい。
- また、入学段階での選抜のみならず、入学後においても、厳格な進級判定や修了認定の実施が必要である。

4. 実施スケジュール

- 法科大学院の入学者選抜を巡る状況の変化に速やかに対応するため、改善方策の実施は可能な限り早期であることが望ましい。一方で、改善方策の実施に当たっては、ガイドラインの作成や、ガイドラインを踏まえた法科大学院や認証評価機関の準備のための期間を考慮することが必要である。また、受験生が混乱することがないように、各法科大学院の新たな入学者選抜の在り方についての適切な周知期間の設定が必要である。特に、外国語の成績の提出を新たに求めるような場合には十分な周知期間が必要と考えられる。仮に、各法科大学院で十分な周知期間がとれないような実施スケジュールであると、短期間の周知に対応できず志願を取りやめる者が出ることを懸念し、法科大学院が本来であれば望ましいと考える選抜方法を採用できない可能性がある。
- 今後、法科大学院特別委員会において本報告書について議論が行われること、ガイドラインについては別途の会議体において検討が必要であること、一方で、夏頃から法科大学院の入学者選抜が順次実施されていること、といった事情も考慮すると、実施時期としては、平成31年度入学者選抜（平成30年夏頃から各法科大学院において順次実施）からということも考えられる。いずれにせよ、今後の法科大学院特別委員会における議論や適性試験管理委員会の見解、法科大学院志願者数の動向等も踏まえ、適切な時期が各法科大学院で共通のものとして設定されるべきである。

5. おわりに

- 法科大学院を巡る状況は大きく変化しているが、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、今後とも法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を発展させていくことが必要である。このため、法科大学院創設時の基本理念を踏まえつつも、状況変化に対応した改革を早急に実施していくことが求められる。
- 「法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価する」（専門職大学院設置基準第20条）ことが求められており、これまで各法科大学院が統一適性試験を利用することで本規定は担保されてきたが、本規定は、「適性を適確かつ客観的に評価する」方法として、統一適性試験以外の方法も許容しているものと解せられる。
- また、本ワーキング・グループとしては、適性試験管理委員会からのヒアリングを通じ、統一適性試験がこれまで果たしてきた役割や改善の方向性を確認したところであるが、法科大学院が直面している諸課題に対応していくためには、早急な抜本的見直しが必要との認識に至った。
- こうした点を踏まえ、本報告書では、入学者選抜の在り方について改革の方向性を提示したものである。

参考資料集

統一適性試験に関する検討の経緯等	12
法科大学院入学者選抜等を巡る現状	16
統一適性試験についての法科大学院の見解	22
実施団体等からの意見書等	30

統一適性試験に関する検討の経緯等

法科大学院(仮称)構想に関する検討会議のまとめ(抜粋)

－法科大学院(仮称)の制度設計に関する基本的事項－

(平成12年9月 法科大学院(仮称)構想に関する検討会議)

3 法科大学院の基本的枠組み

(3) 入学者選抜

(イ) 入学試験

入学試験の基本的考え方としては、法科大学院における法学教育の完結性を前提とし、入学試験の開放性を徹底するならば、法学既修者として入学を希望する者と法学未修者として入学を希望する者について同一内容の試験を行うことが考えられる。その内容は、性質上、法律学についての知識を試すのではなく、法科大学院における履修の前提として要求される共通の資質、すなわち判断力、思考力、分析力、表現力などを試すことを目的とする適性試験となろう。…(中略)…他方、法学既修者として入学を希望する者と法学未修者として入学を希望する者の入学前の学修状況の相違に配慮し、これらの者を分けた試験を行うことも考えられる。その内容は、法学既修者として入学を希望する者については、法科大学院の基礎科目の履修を省略できる程度の学力を備えているかどうかを判定する法律科目試験となり、法学未修者として入学を希望する者については、適性試験となる。

入学試験は、…(中略)…制度上の標準修業年限は3年とし、併せて短縮型として2年での修了を認める場合(併存制)には、①全ての出願者について適性試験を行い、入学を認めた上で、修業年限短縮希望者にはさらに修業年限短縮試験としての法律科目試験を行うとする考え方、②全ての出願者について適性試験を行い、法学既修者として出願する者には併せて法律科目試験を行うとする考え方(①との違いは、入学定員の中に法学未修者枠と法学既修者枠を予め設定するか否かにある。)、③法学未修者として入学を希望する者には適性試験、法学既修者として入学を希望する者には法律科目試験(実質的には適性試験の性質を持つことも考えられる。)を行うとする考え方(②と同様に、入学定員の中に法学未修者枠と法学既修者枠を予め設定する。)があり得る。…(中略)…公平性、開放性、多様性という法科大学院に関する基本的理念からすれば、法学既修者として出願する者にも適性試験を課する方がより適格的だと考えれば、③よりも②が妥当ということになる。

また、試験の実施の具体的方法については、各法科大学院の自主的判断に委ねるとの原則に立つとしても、法科大学院が連合して試験内容を検討し、統一的に試験を実施する方式と、各法科大学院が独自の試験を実施する方式とが考えられる。この点については、法科大学院が全国的規模の法曹養成機関として位置づけられる以上、客観性・公平性を確保する必要性が特に高く、個別法科大学院の試験のみに委ねるのは適当ではないとの理由から、統一的に試験を実施する方式を支持する意見もあった。他方、法科大学院が学問の自由を基盤として多様な学風をもつ大学に設置される大学院として構想されることにかんがみ、各大学の判断に委ねることを基本とするべきであるとの意見もあった。

司法制度改革審議会意見書(抜粋)

－ 21世紀の日本を支える司法制度－

(平成13年6月12日 司法制度改革審議会)

Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度の改革

2 法科大学院

(2) 法科大学院制度の要点

ウ 入学者選抜

入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部における学業成績や学業以外の活動実績、社会人として活動実績等を総合的に考慮して可否を判定すべきである。もっとも、これらをどのような方法で評価し、また判定に当たってどの程度の比重を与えるかは、各法科大学院の教育理念に応じた自主的判断に委ねられる。

入学試験においては、法学既修者であると否とを問わず、全ての出願者について適性試験(法律学についての知識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの)を行い、法学既修者に対して修業年限の2年への短縮を認める法科大学院にあつては、法学既修者としての入学を希望する者には適性試験に加えて法律科目試験(法科大学院の基礎的な法律科目の履修を省略できる程度の基礎的な学識を備えているかどうかを判定するもの)を行うという方向で、各試験の在り方を検討する必要がある。その際、適性試験は統一的なものとすることが適切であるが、法律科目試験についても、統一的に実施することが考えられる。適性試験や法律科目試験に加えて小論文や面接等を組み合わせるかどうか、組み合わせる場合の配点比率をどうするか等は、各法科大学院の自主的判断に委ねられる。

法科大学院の設置基準等について(答申)(抜粋)

(平成14年8月5日 中央教育審議会)

2 設置基準関係

(3) 入学者選抜

法科大学院の入学者選抜に当たり、公平性、開放性、多様性の確保を旨として、各法科大学院においては、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を明確化し、入学試験のほか、幅広い分野における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮する。

入学者選抜方法のうち入学試験に関しては、法学既修者と法学未修者との別を問わずすべての出願者について、適性試験(法律学についての学識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの)を実施し、それに加えて、法学既修者として出願する者に対しては、各法科大学院の自主性にに基づき、法律科目試験(法科大学院の基礎的な法律科目の履修を省略できる程度の基礎的な学識を備えているかどうかを判定するもの)を実施する。

法律科目試験については、法律学の基礎的な学識を有しているかどうかの判断は各法科大学院が行うべきものであるが、各法科大学院が、独自の法律科目試験に代えて、若しくは独自の法律科目試験と併せて、又は第一段階選抜の方法として、共同で法律科目試験を実施し、その成績を法学既修者としての判定資料として用いることも考えられる。なお、法学未修者の選抜において、法律科目試験を実施することは認められない。

法科大学院の入学者選抜に関する主な規定

◆ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号) (法曹養成の基本理念)

第2条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院(学校教育法(昭和22年法律第26号)第99条第2項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論の能力を含む。次条第3項において同じ。)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二・三 (略)

◆ 専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号) (法科大学院の入学者選抜)

第19条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

第20条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

◆ 学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(平成15年3月31日文科高第162号)

第4 専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)

(7) 法科大学院

③ 法科大学院は、多様性の確保等、入学者の選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとするともに、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとしたこと。(第19条及び第20条)

なお、この規定は、新たな法曹養成制度の理念の実現に向けてのものであることを踏まえ、各大学においては、その重要性を十分認識し、実効性ある措置を講じるなど不断の努力を図る必要があることに留意されたいこと。

法科大学院認証評価に関する規定

◆ 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成16年文部科学省令第7号)

(法科大学院に係る法第110条第2項各号を適用するに際して必要な細目)

第4条 第1条第1項及び第3項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第18条第1項に規定する法科大学院(以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第1号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、第1条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価に関すること。

◆ 認証評価機関における大学評価基準(抜粋)

大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日弁連法務研究財団
<p>第6章 入学者選抜等</p> <p>6-1 入学者受入</p> <p>6-1-4:重点基準</p> <p>入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。</p> <p>解釈指針6-1-4-1</p> <p>入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。</p> <p>解釈指針6-1-4-2</p> <p>入学者選抜において、適性試験の成績が適切に利用されていることを確保するため、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。</p> <p>(1)適性試験において著しく低い点数の者を入学させないよう、各法科大学院において、入学最低基準点を設定する必要がある。</p> <p>その際、入学最低基準点については、総受験者の下位から15%を基本とする。</p> <p>(2)入学最低基準点は、各法科大学院の募集要項等に明示するなど、受験者に周知することが必要である。</p> <p>解釈指針6-1-4-3</p> <p>法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験(法学検定試験等)の結果を加点事由とすることは適切ではない。</p>	<p>4 学生の受け入れ</p> <p>4-2 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に広く社会に公表しているか。(「専門職」第20条)。</p> <p>4-3 入学者選抜に当たっては、学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に合った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか。(「専門職」第20条)。</p> <p>【留意事項】</p> <p>学生の受け入れに当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1)法学未修者入試に際して、法学の知識の有無が分かる資料によって配点していないこと。</p> <p>4-4 学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したもものとなっているか。(「専門職」第20条)。</p> <p>4-5 適性試験の結果に基づき入学者の適性の適確かつ客観的な評価を行い、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていないか。</p> <p>【留意事項】</p> <p>適性試験の得点下位15%を基本とした最低基準点を下回る者を受け入れないことをあらかじめ公表し、該当者を受け入れていないことに留意する。</p>	<p>第2分野 入学者選抜</p> <p>2-1</p> <p>1. 評価基準</p> <p>◎ 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。</p> <p>(注)</p> <p>① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。…(後略)…。</p> <p>② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。</p> <p>3. 解説</p> <p>(2)「法曹養成」という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者を選抜することが求められるが、具体的に選抜基準・選抜手続においてどのような要素をどのようにして試すかは、各法科大学院の創意工夫に委ねられる。ただし、適性試験は選抜において適切に使用するものとする。</p> <p>6. 評価判定の視点</p> <p>(4)学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が適切な時期に適切な方法で公開されているか。</p> <p>(7)適性試験の結果につき、選抜において適切に使用されているか。</p>

法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)(抜粋)

(平成21年4月17日 中央教育審議会法科大学院特別委員会)

第1 入学者の質と多様性の確保

2. 適性試験の改善

<適性試験の在り方>

法科大学院の入学者選抜では、適性試験、小論文、面接などの総合判定で合否が決定されているが、適性試験の成績と法科大学院の成績の間に強い相関関係は認められないため、年々、適性試験の成績の配点の比重を下げる法科大学院が増えている。

適性試験は、法科大学院入学時に、法科大学院における学修の前提として要求される法律以外の能力を測るものであり、法律そのものの試験ではないので、必ずしも法科大学院の成績や司法試験の成績と相関関係が強いが、そこで測定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は高度専門職業人として備えるべき資質・能力である。このため、法科大学院の入学者選抜においては、他の成績と合わせた総合判定の考慮要素の一つとして、または、もっぱら入学最低基準点として、適性試験を重要な判定資料として活用することが求められる。

<適性試験の統一的な入学最低基準点>

適性試験の得点も含む総合判定方式で合否を決定する場合であっても、適性試験を課している制度趣旨を無意味にするような著しく低い点数の者を入学させないよう、統一的な入学最低基準点を設定する必要がある。

統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関において、毎年の総受験者数、平均点、得点分布状況や標準偏差など諸要素を考慮しながら、当該年度の具体的な基準点が設定されるべきである。この目安については、将来的に、受験者の状況等を踏まえながら、適切な時期に再度の検証をすることが求められる。

認証評価において、各法科大学院における入学者の適性試験の得点状況を調査し、当該年度の入学最低基準点に照らし適切に運用されているか否かを評価することが必要である。

このような適性試験の運用の厳格化に伴って、適性試験の年複数回の実施などの工夫により、法科大学院の入学希望者に幅広い受験機会を付与することを確保するとともに、将来的には、各年の試験の難易度を調整し、試験結果の複数年の利用についても検討することが望まれる。

各法科大学院においては、入学者の適性試験の平均点や最低点などの状況を公表し、入学希望者や社会に対して適切に情報を提供することが求められる。

法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)(抜粋)

(平成24年7月19日 中央教育審議会法科大学院特別委員会)

Ⅲ 今後検討すべき改善方策

4. 法科大学院教育の質の改善等の促進

<入学者選抜の改善>

適性試験については、既に本特別委員会としても、各法科大学院において適性試験の総受験者の下位から15%を入学最低基準点として設定することを促すなど改善方策を打ち出しているが、さらに、文部科学省においては、入学者の質の確保を一層強化する観点から、適性試験管理委員会と協力しながら、適性試験の結果と法科大学院入学後の学内成績や司法試験の成績との相関関係を含め、その内容等について検証し、必要に応じて改善に向けた取組を促すことが適当である。

法曹養成制度改革の更なる推進について(抜粋)

(平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)

第3 法科大学院

2 具体的方策

(2) 教育の質の向上

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

法科大学院入学者選抜等を巡る現状

法科大学院全国統一適性試験について

1. 目的

法科大学院の入学者選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するため、法律学についての学識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試す「法科大学院全国統一適性試験」を実施。

2. 実施機関

適性試験管理委員会(平成23年度より)

※ 平成22年度までは、次の2機関でそれぞれ実施。

- ・独立行政法人 大学入試センター
- ・適性試験委員会(財団法人日弁連法務研究財団・社団法人商事法務研究会)

3. 実施概要(平成27年度)

区分	第1回	第2回
試験実施期日	平成27年5月31日(日)	平成27年6月14日(日)
問題構成等	第1部(論理的判断力) 40分 第2部(分析的判断力) 40分 第3部(長文読解力) 40分 第4部(表現力) 40分 ※第1～3部 多肢択一・マークシート式 第4部 論述式	
受験料	16,200円(各1回)(平成28年試験より、21,600円)	

統一適性試験志願者数・受験者数の推移

<平成15年度～平成22年度>

	大学入試センター		適性試験委員会	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成15年度	39,350	35,521	20,043	18,355
平成16年度	24,036	21,429	13,993	12,249
平成17年度	19,859	17,872	10,725	9,617
平成18年度	18,450	16,680	12,433	11,213
平成19年度	15,937	14,323	11,945	10,798
平成20年度	13,138	11,870	9,930	8,940
平成21年度	10,282	9,370	8,547	7,737
平成22年度	8,650	7,909	7,820	7,066

<平成23年度～平成27年度>

	第1回		第2回		実人数	
	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数	志願者数	受験者数
平成23年度	5,946	5,481	7,386	6,692	7,829	7,249
平成24年度	5,185	4,753	5,967	5,391	6,457	5,967
平成25年度	4,387	4,008	4,964	4,486	5,377	4,945
平成26年度	3,599	3,338	4,068	3,642	4,407	4,091
平成27年度	3,153	2,918	3,541	3,146	3,928	3,621

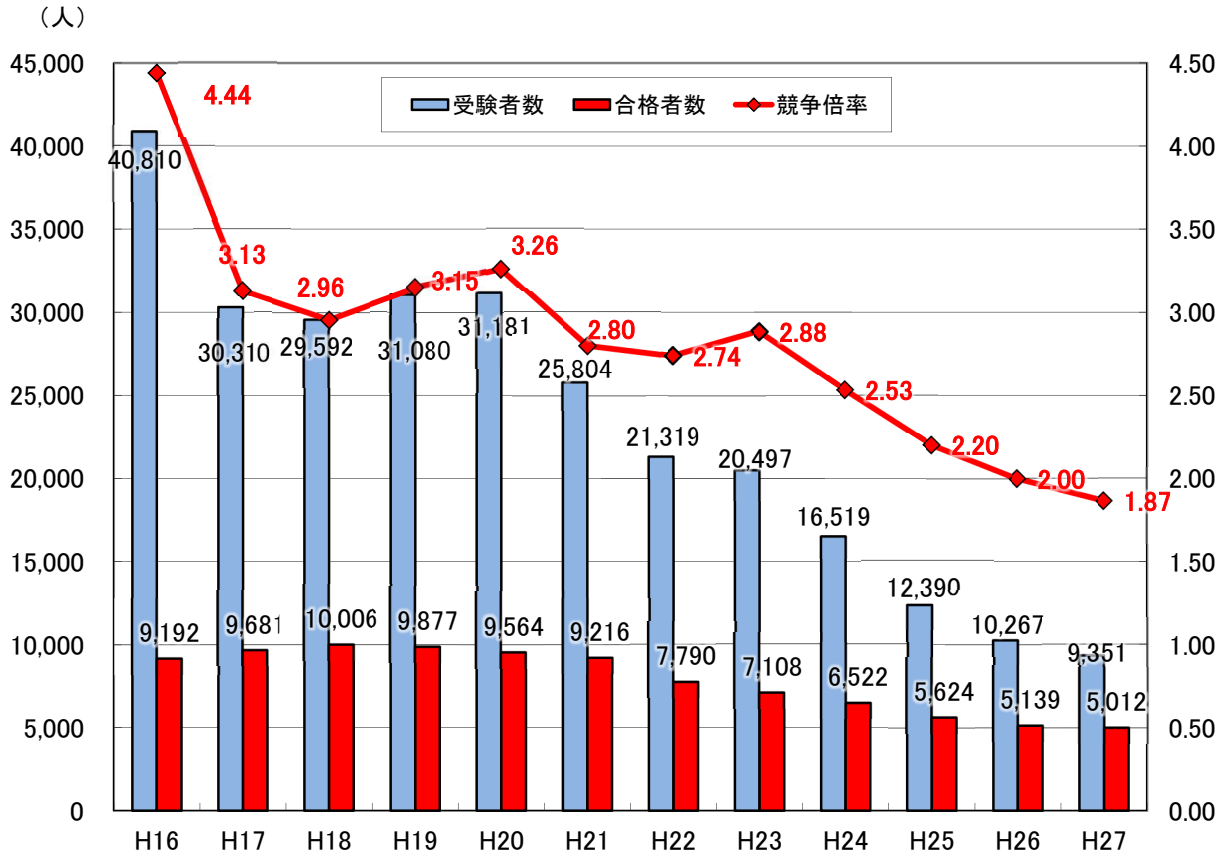
志願者数、入学定員及び実入学者数の推移

- ・ 司法試験合格率の低迷等を背景に、法科大学院志願者数や入学者数が減少。
- ・ 特に、**法学未修者**(主として社会人、法学部以外の出身者)が**大幅に減少**。

※()内の数字は、ピーク時を100としたときの割合

年度	志願者数	入学定員	入学者数	割合	
				法学既修者	法学未修者
平成16年度	72,800	5,590	5,767 (99.7)	2,350 (108)	3,417 (94.8)
平成17年度	41,756	5,825	5,544 (95.9)	2,063 (94.7)	3,481 (96.6)
平成18年度	40,341	5,825	5,784 (100)	2,179 (100)	3,605 (100)
平成19年度	45,207	5,825	5,713 (98.7)	2,169 (99.5)	3,544 (98.3)
平成20年度	39,555	5,795	5,397 (93.3)	2,066 (94.8)	3,331 (92.4)
平成21年度	29,714	5,765	4,844 (83.7)	2,021 (92.7)	2,823 (78.3)
平成22年度	24,014	4,909	4,122 (71.3)	1,923 (88.3)	2,199 (61.0)
平成23年度	22,927	4,571	3,620 (62.6)	1,916 (87.9)	1,704 (47.3)
平成24年度	18,446	4,484	3,150 (54.5)	1,825 (83.8)	1,325 (36.8)
平成25年度	13,924	4,261	2,698 (46.5)	1,617 (74.2)	1,081 (30.0)
平成26年度	11,450	3,809	2,272 (39.3)	1,461 (67.0)	811 (22.5)
平成27年度	10,370	3,169	2,201 (38.1)	1,431 (65.7)	770 (21.4)

入学者選抜の競争倍率のこれまでの推移



法科大学院の入学者の質の確保に向けた取組

◆ 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について(平成27年3月31日文科高第1130号)

2 留意事項

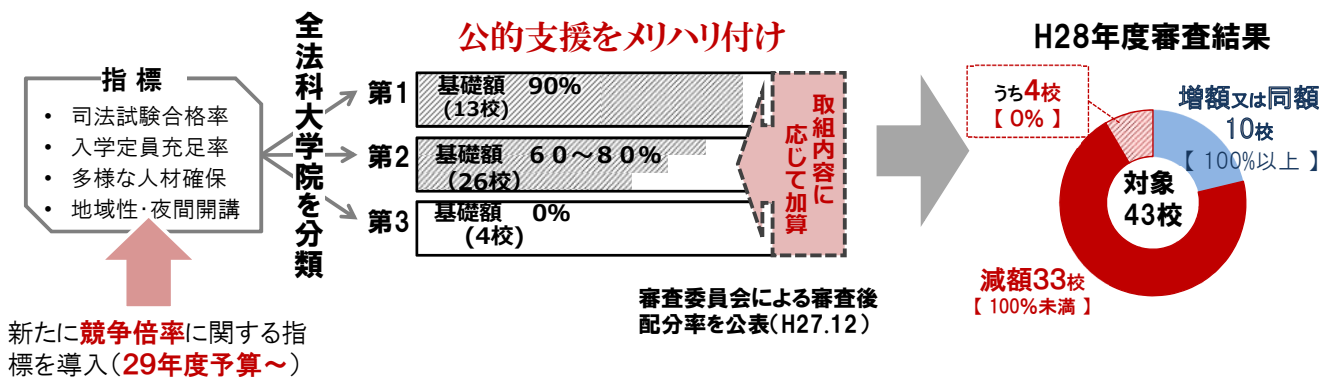
(3) 客観的指標として、次に掲げるものを活用することが適当であること。

① 入学者選抜における競争倍率(目安:2倍)

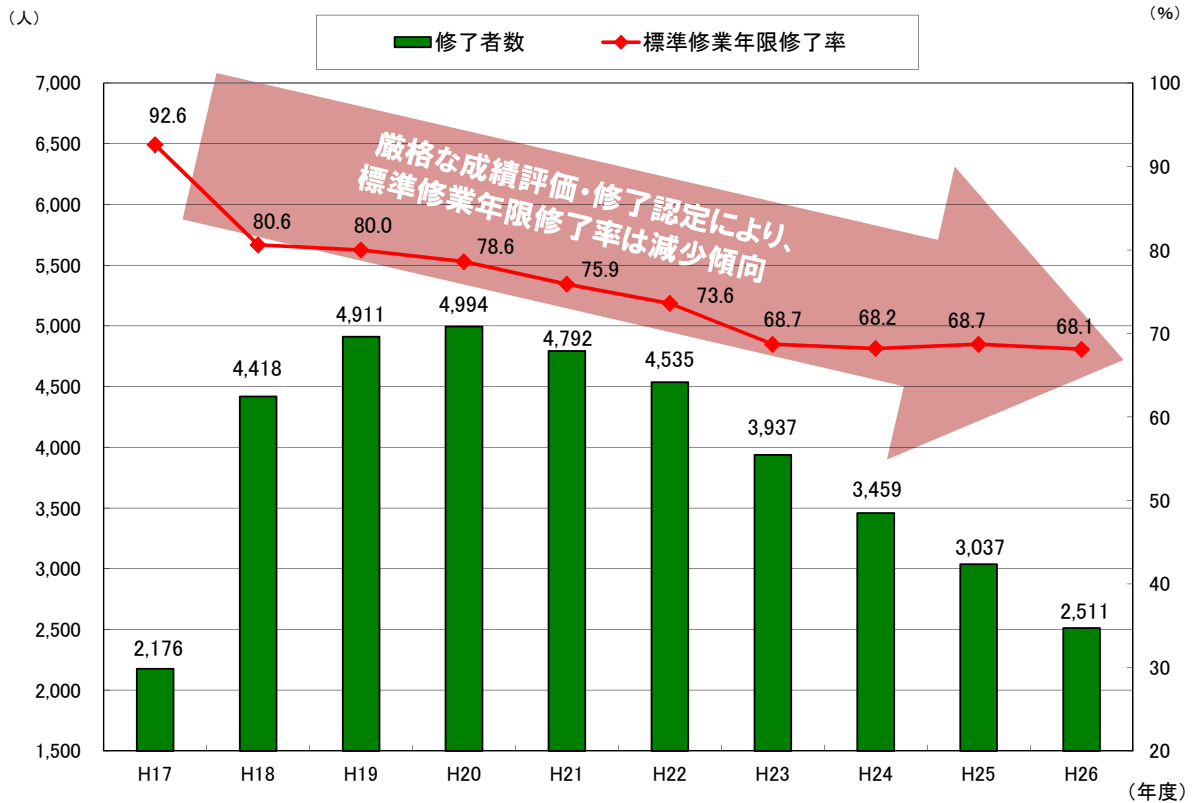
本指標が目安を下回っている場合には、競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言いがたいなど、入学者の質の保証への影響が懸念される。そのため、適性試験や個別の入学者選抜を通じて入学者の質の確保がなされているかを重点的に確認する必要があること。なお、当該指標は教育の実施状況等、他の事項の評価を行う際の判断に当たっても関係するものであること。

◆ 「公的支援見直し強化・加算プログラム」の運用見直し(平成27年12月)

● **基礎額の指標に、新たに入学者選抜競争倍率を導入し、法科大学院に対する入学者の質の確保を促進。**



「修了認定の厳格化」の進捗状況



標準修業年限での修了認定状況（既修者8割、未修者5割）

修了年度	標準修業年限 修了者数	標準修業年限修了者数	
		法学既修者	法学未修者
平成17年度	2,176 (92.6%)	2,176 (92.6%)	—
平成18年度	4,383 (80.6%)	1,819 (90.0%)	2,564 (75.1%)
平成19年度	4,541 (80.0%)	1,972 (91.5%)	2,569 (73.0%)
平成20年度	4,537 (78.6%)	1,996 (93.0%)	2,541 (70.1%)
平成21年度	4,263 (75.9%)	1,871 (91.2%)	2,392 (67.1%)
平成22年度	3,931 (73.6%)	1,790 (89.6%)	2,141 (64.0%)
平成23年度	3,263 (68.7%)	1,650 (86.6%)	1,613 (56.8%)
平成24年度	2,814 (68.2%)	1,643 (85.8%)	1,171 (53.0%)
平成25年度	2,475 (68.7%)	1,514 (83.0%)	911 (53.5%)
平成26年度	2,005 (68.1%)	1,288 (79.7%)	717 (54.0%)

※()内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

共通到達度確認試験(仮称)

- 共通到達度確認試験(仮称)は、各法科大学院が共通して**客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。**
- 現在、平成30年度の本格実施に向けて、運営を担う大学(東京大学、一橋大学、京都大学)を中心に試行が進められており、平成28年3月に2回目の試行試験が実施された。

【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日) 第3法科大学院 2具体的方策(2)教育の質の向上より抜粋】

文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験(仮称)(以下「確認試験」という。)について、平成30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

【第1回試行(H27.3.12)】1年次学生(未修者)を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

第1回の試行のポイント

- ◆ 正誤式問題と多肢選択式問題を用いたマークシート方式
- ◆ 「共通的な到達目標モデル※」に則した出題
- ◆ **57校の484名の学生が受験(対象811名)**
- ◆ **最高点・最低点・平均点、得点分布表、設問ごとの正解・正答率の一覧等のデータを公表**

試験科目	試験時間	問題数(満点)	平均点	3科目合計平均
憲法	50分	30問(100点)	57.8点	217.6点 350点満点 得点率62.2%
民法	75分	45問(150点)	99.4点	
刑法	50分	30問(100点)	60.3点	

※すべての法科大学院において共通して学修することが求められる内容及び水準(ミニマム・スタンダード)を示すものとして、2010年に策定された。

【第2回試行(H28.3.14)】2年次学生(未修者・既修者)まで対象を拡大

第2回試行のポイント(第1回試行からの変更点を主に記載)

- ◆ 対象者を拡大(1年次学生(未修者)に加え、**2年次学生(未修者・既修者)も対象**)
- ◆ 各学年とも共通の問題(科目:憲法・民法・刑法)を用いて実施
- ◆ **受験者の法科大学院における成績等との比較分析を行うためのデータを収集**

【第3回試行(H29予定)】7科目まで科目を拡大見込み

- ◆ 刑事訴訟法・民事訴訟法・商法・行政法の4科目を追加した7科目で実施予定

今後 ▶ **平成30年度を目途とした本格実施に向け、以降も検討・試行を重ねる。**

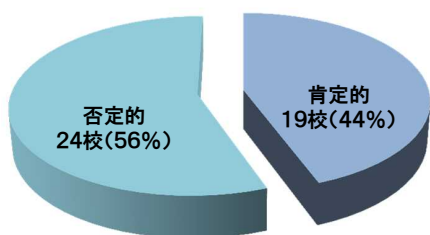
統一適性試験についての法科大学院の見解

※ 平成27年10月に文部科学省が各法科大学院に対して実施した、「法科大学院の入学者選抜における適性試験の活用状況調査」の結果

統一適性試験の必要性や有効性についての法科大学院の見解

◆ 法学未修者については、統一適性試験の有用性については肯定的・否定的双方の回答があったが、法学既修者については、否定的な回答が大半を占めた。

<法学未修者> N=43



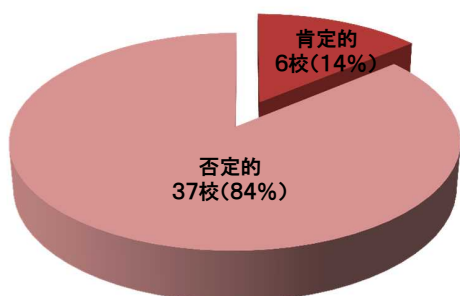
【肯定的な意見】

- ◆ 「適性」の測定が可能
- ◆ 未修者の選抜には必要
- ◆ 著しく成績の悪い者を判別することが可能

【否定的な意見】

- ◆ 「適性」を測定する試験として機能していない
- ◆ 学内成績や司法試験合格率との相関が認められない
- ◆ 他の試験により代替可能
- ◆ 受験者の負担感

<法学既修者> N=43



【肯定的な意見】

- ◆ 「適性」の測定が可能
- ◆ 著しく成績の悪い者を判別することが可能

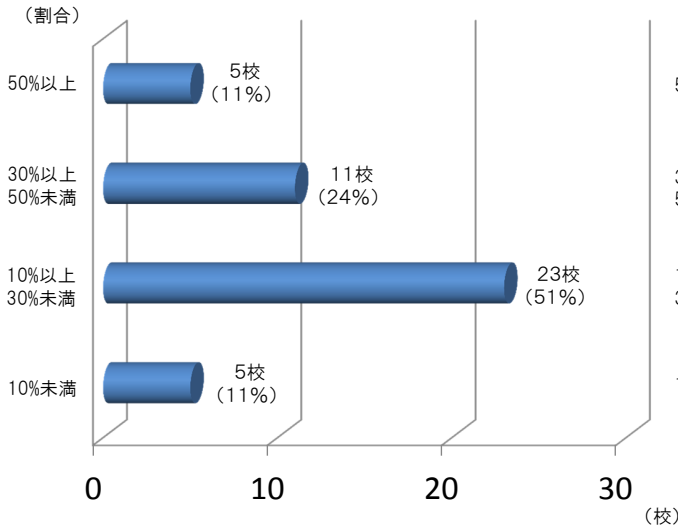
【否定的な意見】

- ◆ 「適性」を測定する試験として機能していない
- ◆ 学内成績や司法試験合格率との相関が認められない
- ◆ 他の試験により代替可能
- ◆ 受験者の負担感

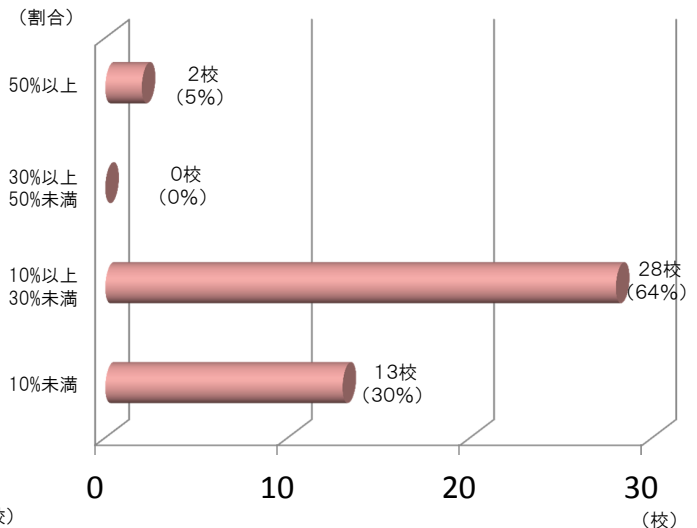
入学者選抜における統一適性試験の考慮割合

- ◆ 入学者選抜(第1日程)における統一適性試験(第1部～第3部)の考慮割合は以下のとおり。
 - ・ 法学未修者では多くの法科大学院で3割未満(5割以上は11%)
 - ・ 法学既修者では大半の法科大学院(93%)で3割未満(5割以上は5%)

<法学未修者> N=45



<法学既修者> N=44



※ 法学未修者・法学既修者とも無回答が1校。

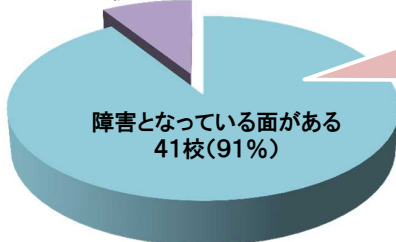
(平成27年10月 文部科学省調べ)

統一適性試験の実施が志願者の確保に与える影響

- ◆ 統一適性試験の実施が志願者確保の障害となっている面があるとする回答が大半(91%)。
- ◆ 具体的な理由としては、実施時期、実施場所・実施回数、社会人経験者が得点を取りにくい試験であること、受験料といった回答があった。

<統一適性試験が志願者確保の障害となっているか>

障害となっている面はない
4校(9%)



(具体的な理由) ※ 複数回答可

- ◆ 統一適性試験の実施時期 36校(80.0%)
- ◆ 統一適性試験の受験料 21校(46.7%)
- ◆ 試験の実施場所や実施回数 30校(66.7%)
- ◆ 社会人経験者が得点を取りにくい試験であること 22校(48.9%)
- ◆ その他 11校(24.4%)

<改善点についての意見>

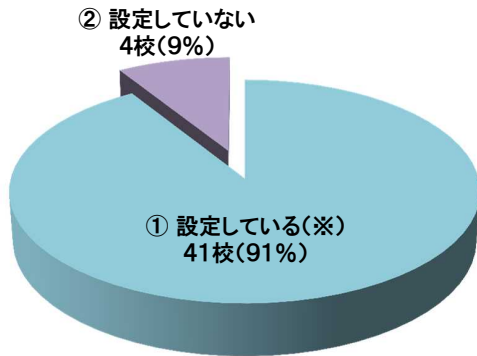
- ◆ 2回目の試験を夏又は秋に実施して欲しい
- ◆ 未修者に限定して実施すべき
- ◆ 予備試験受験者にも受験を義務づけるべき
- ◆ 受験会場を全国に万遍なく広げるべき
- ◆ スコアを複数年有効とすべき
- ◆ 制度の維持・持続的発展を考慮しながらスコアの有効期間を検討すべき
- ◆ 統一適性試験を廃止すべき
- ◆ 外国人を対象に、外国語試験を実施すべき

(平成27年10月 文部科学省調べ)

入学者選抜における統一適性試験の最低基準点の設定

- ◆ 大半(91%)の法科大学院が、入学者選抜において統一適性試験の最低基準点を設定済。
- ◆ 最低基準点を設けるべきでないと回答した法科大学院は27校(61%)。

<入学最低基準点の設定> N=45



【①について、総受験者の下位から15%であった受験者の取扱い】

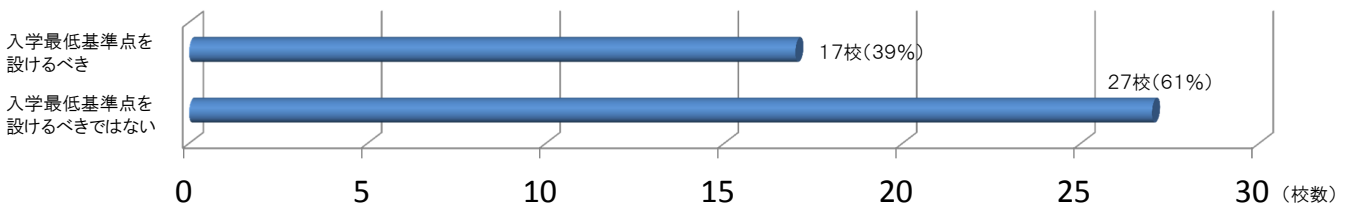
- ◆ 出願を認めている 23校(56%)
- ◆ 出願を認めていない 18校(44%)

【②について、総受験者の下位から15%であった受験者の取扱い】

- ◆ 合格させたことがある 4校(100%)
- ◆ 合格させたことはない 0校(0%)

(※) うち、1次募集においては最低基準点を設定するが、2次募集においては最低基準点を設定しないと回答した法科大学院が1校あった。

<入学最低基準点の設定することについての法科大学院の見解> N=44



(平成27年10月 文部科学省調べ)

法科大学院における適性試験の活用状況調査の結果の概要

募集停止・廃止校を除く法科大学院45校に対し書面により調査を実施したところ、回答の概要は以下のとおり。(調査期間：10月27日～11月10日)

1 入学者選抜方法

(1) 法学未修者

- ・ 適性試験(第1部～第3部)は全日程において、全ての法科大学院で活用されている。
- ・ 適性試験(第4部)を活用する法科大学院が一定数存在する。
- ・ 大半の法科大学院において、小論文の比重が適性試験と同程度か、それよりも高く設定されている。

(2) 法学既修者

- ・ 適性試験(第1部～第3部)は全日程において、全ての法科大学院で活用されている。
- ・ 大半の法科大学院において、法律科目試験の比重が高く設定されている。

(3) 法学未修者・法学既修者共通

- ① 平成28年度入学者選抜における適性試験の入学最低基準点の設定(回答数：45校)
 - A. 設定している 41校(91.1%)
 - B. 設定していない 4校(8.9%)
- ② ①で「A. 設定している」と回答した法科大学院のうち、総受験者の下位から15%であった受験者の取扱いについて(回答数：41校)
 - A. 出願を認めている 16校(39.0%)
 - B. 出願を認めていない 15校(36.6%)
 - C. その他 10校(24.4%)
- ③ ①で「B. 設定していない」と回答した法科大学院のうち、総受験者の下位から15%未満の受験者の取扱いについて(回答数：4校)
 - A. 合格させたことがある 4校(100.0%)
 - B. 合格させたことはない 0校(0.0%)

④ 総受験者の下位から15%を基準として、適性試験の入学最低点を設けることについて
(任意回答・自由記述(回答数:44校))

・意見の主な内容は以下のとおり	
➤ 入学最低点を設けるべき	13校
➤ 入学最低点を設けるべきだが、15%については検討の余地がある	4校
➤ 入学最低点を設けるべきではない	27校

⑤ 入学者の適性を測る観点からの改善点について(任意回答・自由記述(回答数:18校))

・適性試験の改善に関する具体的な意見(11校)の主な内容	
➤ 問題量や試験時間等に関する内容	(3校)
➤ 長文読解力(第3部)や表現力(第4部)を測る問題に関する内容	(3校)
➤ 適性試験の出題内容に関する内容	(4校)
➤ 試験の運営方法に関する内容	(1校)
・適性試験の有用性自体を問う趣旨の意見(7校)	

⑥ 「適性」を判定する上での適性試験の必要性や有効性について(任意回答・自由記述(回答数:43校))

<p><u>【未修者】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・肯定的な意見(19校) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「適性」の測定が可能 ➤ 未修者の選抜においては必要 ➤ 最低基準点としては機能する ・否定的な意見(24校) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「適性」を測定する試験として機能していない ➤ 学内成績や司法試験合格率との相関が認められない ➤ 他の試験により代替可能 ➤ 受験者の負担感 	<p><u>【既修者】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・肯定的な意見(6校) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「適性」の測定が可能 ➤ 最低基準点としては機能する ・否定的な意見(37校) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「適性」を測定する試験として機能していない ➤ 学内成績や司法試験合格率との相関が認められていない ➤ 他の試験により代替可能 ➤ 受験者の負担感
--	--

⑦ 適性試験以外の選抜方法により、受験者の「適性」を客観的に判定することがどの程度可能であると考えるか（任意回答・自由記述（回答数：44校））

【未修者】	【既修者】
・ 適性試験が最も大切 (3校)	・ 適性試験が最も大切 (2校)
・ 小論文や面接等による選抜 (29校)	・ 小論文や面接等による選抜 (7校)
・ 科目等履修制度の利用 (1校)	・ 法律科目試験や学部成績による選抜 (31校)
・ 他の選抜試験で代替可能（具体的な方法についての記述なし） (6校)	・ 他の選抜試験で代替可能（具体的な方法についての記述なし） (6校)
・ そもそも入学者選抜において「適性」を測定することは困難 (6校)	・ そもそも入学者選抜において「適性」を測定することは困難 (3校)

※複数の意見を回答している法科大学院が含まれるため、各項目の合計数と回答数は異なる。

2 適性試験の結果と入学後の状況との関係

① 入学者の適性試験の成績と入学後の成績、司法試験合格状況等との相関関係を調査したことがあるか（複数回答可（回答数：45校））

- A. 適性試験の成績と入学後の成績の相関 22校 (48.9%)
- B. 適性試験の成績と司法試験合格状況との相関 12校 (26.7%)
- C. 他の選抜方法（注）と入学後の成績との相関 11校 (24.4%)
- D. 他の選抜方法（注）と司法試験合格状況との相関 7校 (15.6%)
- E. 相関関係について調査したことがない 20校 (44.4%)

注：法律科目試験、小論文試験、学部時代の成績、語学のスコア等

② 調査の結果、実際にどの程度相関関係が見られたか（回答数：25校）

- ・ 適性試験の成績と入学後の成績の相関（回答数：22校）
 - A. 相関関係が強く認められる 0校 (0.0%)
 - B. 相関関係が一定程度認められる 4校 (18.2%)
 - C. 相関関係がほとんど認められない 15校 (68.2%)
 - D. その他 3校 (13.6%)

- ・ 適性試験の成績と司法試験合格状況の相関（回答数：12校）
 - A. 相関関係が強く認められる 1校（8.3%）
 - B. 相関関係が一定程度認められる 3校（25.0%）
 - C. 相関関係がほとんど認められない 7校（58.3%）
 - D. その他 1校（8.3%）

- ・ 他の選抜方法と入学後の成績の相関（回答数：11校）
 - A. 相関関係が強く認められる 1校（9.1%）
 - B. 相関関係が一定程度認められる 5校（45.5%）
 - C. 相関関係がほとんど認められない 1校（9.1%）
 - D. その他 4校（36.4%）

- ・ 他の選抜方法と司法試験合格状況の相関（回答数：7校）
 - A. 相関関係が強く認められる 1校（14.3%）
 - B. 相関関係が一定程度認められる 3校（42.9%）
 - C. 相関関係がほとんど認められない 1校（14.3%）
 - D. その他 2校（28.6%）

3 学生募集への影響について

- ① 適性試験の実施が志願者の確保に与える影響について（回答数：45校）
 - A. 志願者確保の障害になっている面がある 41校（91.1%）
 - B. 志願者確保の障害になっている面はない 4校（8.9%）

- ② ①で「A. 志願者確保の障害になっている面がある」とした法科大学院の具体的理由（複数回答可（回答数：41校））
 - A. 適性試験の実施時期 36校（80.0%）
 - B. 適性試験の受験料 21校（46.7%）
 - C. 試験の実施場所や実施回数 30校（66.7%）
 - D. 社会人経験者が得点を取りにくい試験であること 22校（48.9%）
 - E. その他 11校（24.4%）

③ 法科大学院志願者の利便性向上の観点から、適性試験の実施時期やスコアの有効期間など、改善すべき点について（任意回答・自由記述（回答数：36校））

- ・ 実施時期に関する意見（25校）
 - 2回目の試験を夏又は秋に実施して欲しい
- ・ 適性試験の対象者に関する意見（3校）
 - 未修者に限定して実施すべき
 - 予備試験受験者にも受験を義務づけるべき
- ・ 地理的な公平性に関する意見（3校）
 - 受験会場を全国に万遍なく広げるべき
- ・ スコアの有効期間に関する意見（10校）
 - スコアを複数年有効とすべき
 - 制度の維持・持続的発展を考慮しながらスコアの有効期間を検討すべき
- ・ 適性試験を廃止すべき（6校）
- ・ その他（2校）
 - 外国人を対象に、外国語試験を実施すべき

実施団体等からの意見書等

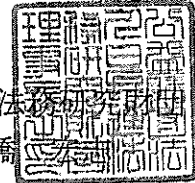
- 適性試験を巡る近時の意見・見解について（平成28年1月19日）
公益財団法人日弁連法務研究財団 …… 32
- 適性試験に関する検討状況についての意見書（平成28年2月29日）
適性試験管理委員会 …… 39
- 適性試験スコアと法科大学院成績・司法試験合否との関連
（適性試験管理委員会事務局 提出資料） …… 42

2016年（平成28年）1月19日

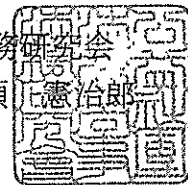
関係機関各位

適性試験を巡る近時の意見・見解について

公益財団法人日弁連法務研究財団
理事長 高橋



公益社団法人商事法務研究会
代表理事会長 江頭



第1 はじめに

我が国における適性試験は、少なくとも2000年（平成12年）11月から基礎研究が開始され、法科大学院が設置される前年の2003年（平成15年）に、当時の適性試験委員会と大学入試センターにて、それぞれ第1回が実施されて以来、2011年（平成23年）の適性試験管理委員会（法科大学院協会、（公財）日弁連法務研究財団、（公社）商事法務研究会の3者により構成）による一本化を経て、本年までの12年間にわたり、合計18回（大学入試センター実施分を含めると27回）実施されてきた。

その間、司法試験の合格率が当初の目標である6割～7割を大きく下回り、また若手弁護士の就職難や収入低下などの要因もあり、法科大学院への志願者は減少しつづけ、募集を停止する法科大学院が相次ぐ中、適性試験の志願者も初年度の39,350名（大学入試センター実施の初年度分（追試験を含め2回実施））から落ち込みが続き、一本化された2011年（平成23年）から本年2015年（平成27年）の5年間では、志願者が実に約5割も減少し、ついに4,000名を割るなど、減少傾向に歯止めがかかっていない。

このような法科大学院を巡る厳しい状況から、近時、適性試験に対しても、受験者の負担感の増大や試験の有効性、適性試験役割終了論まで、様々な意見が出されているところである。

そこで、本意見書では、これら様々な意見に対し、2003年（平成15年）から本年2016年（平成28年）まで一貫して適性試験を実施する団体を構成してきた2団体の意見の一端を述べることとする。

第2 試験の継続性・安定性の観点

1 適性試験の目的・根拠法令等について

言うまでもないが適性試験は、2001年（平成13）6月12日に公表された司法制度改革審議会意見書において「入学者選抜は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とし、入学試験のほか、学部における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮して合否を判定すべきである。」「多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。そのため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じるべきである。」「入学試験においては、法学既修者であると否とを問わず、全ての出願者について適性試験（法律学についての試験ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すもの）を行う」と明記されたところに端を発し、2002年（平成14年）8月5日付にて中央教育審議会が「法科大学院の設置基準等について（答申）」において、「法学既修者と法学未修者との別を問わずすべての出願者について、適性試験を実施し、それに加えて、法学既修者として出願する者に対しては、各法科大学院の自主性に基つき、法律科目試験を実施する。」と定めた。

そして、これらを受けて、2003年（平成15年）3月31日付の専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）では第20条において「法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。」と定められ、統一的かつ客観的試験である適性試験の重要性が謳われているところである。

なお、法科大学院ではない他の大学院の設置基準（昭和49年文部省令第28号）においては、第1条の3にて「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」とされており、「法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。」として適性試験を実施することを前提とした法科大学院の設置基準とは異なっているものである。

このように、適性試験は、公平性、開放性、多様性の確保を旨とする法科大学院の入学者選抜において、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すことを目的とする試験として、法学既修者、法学未修者を問わず全国一律に課される唯一の客観的な試験制度として、法科大学院の入学者選抜において中核的な試験として位置づけられてきたものである。

2 試験制度の安定性・継続性の必要性

そして、上述したとおり、適性試験は、2003年（平成15年）の第1回目の実施から、その後の実施団体の一本化を経て、2015年（平成27年）まで実に12年間にわたり、志願者の減少にもかかわらず、法科大学院の入学選抜における中核的な試験として継続的・安定的に実施され続け、法科大学院関係者のみならず、受験者、社会一般に広く認識されているものである。

しかも、適性試験第4部の表現力問題を採用する法科大学院の比率が年々、高まっている状況等からすると、むしろ今後の安定的・継続的な実施の要請は高まっているともいえ、かかる状況の下、適性試験の制度を大幅に変更若しくは事実上廃止するには強度の正当性が必要である。

第3 適性試験の信頼性の観点—適性試験を大幅に変更若しくは事実上廃止する正当性がないことについて

1 適性試験は法科大学院1年次の成績との相関性及び司法試験の合否と相関性がある

適性試験管理委員会事務局が中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会に提出した資料によると、適性試験の成績と、法科大学院1年次の必修科目の成績との相関関係の調査結果では、相関係数の中央値が既修者で0.361、未修者で0.657であり、適性試験の成績と学業成績との間には相関性があるとの結果がでていいる。もっとも、この調査は、6校に入学した2004年（平成16年）から2005年（平成17年）入学者のデータで、調査対象校や調査機関を増やしてさらに調査の精度を上げる必要がある。

加えて、適性試験と司法試験の合否（2006年（平成18年）～2015年（平成27年））との関係についての最新の調査では、司法試験合格者の適性試験の成績の方が有意に良いとの結果がでていいるばかりか、法科大学院に入学する法学既修者と法学未修者の入学者が逆転した（法学既修者が多数となった）2010年（平成22年）以降も、同じ傾向となっており、法学既修者に対しても唯一の客観的な試験制度としての役割を果たしているものである。さらに、法科大学院の修了後に複数回受験できる現行の司法試験制度において、司法試験に早く合格する者の適性試験の成績の方が高いとの分析結果もでていいるのである。

このように、適性試験は、法科大学院の入学時の成績（限定的な調査にとどまっているので、さらに調査する必要があることは前述したとおり）及び司法試験の合否と相関関係を有しており、かかる状況の下で、現行の適性試験を大幅に変更若しくは事実上廃止する正当な理由は到底見出し得ない。

2 適性試験は法科大学院に入学するための能力を識別できている

また、適性試験には、現在、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会による法科大学院の質の向上のための改善方策として、統一的な入学最低基準点が導入されており、適性試験の総受験者数の下位から15パーセントを基準として成績下位の受験者を排除するために活用されている。

しかし、適性試験は、そればかりか、もともと、能力の高い者がより高い点数をとれるよう作題されており、しかも、これまで12年間にわたり毎年毎年、通過率、識別力等専門的知見から厳しく試験結果を分析し、翌年度の試験問題の開発にフィードバックしており（その一部は毎年度、試験実施報告書として公表している）、偶然性に左右されずに能力の高い受験者がより高い点数を、能力の低い受験者は低い点数しかとれない試験制度として設計されてきており、毎年公表される総合得点のヒストグラムや標準偏差でもそれが顕われているものである。

このように適性試験は、12年間もの間、試験の専門的知見に基づき調査・分析、翌年度の試験へのフィードバックを継続しており、専門的知見からみても試験の信頼性は高いものである。

この点、主観的、個人的な経験、感想や意見に基づき、相関性がない旨の話は仄聞するが、上述したとおり、客観的・統計的な調査・分析結果に基づき、適性試験の必要性や有用性が判断されなければならない。

近時、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会より「法科大学院における適性試験の活用状況調査の結果の概要」が公表された。それによると、適性試験と入学後の学業成績とに一定の相関関係を認める適性試験管理委員会の調査分析結果と、法科大学院側の認識との間にギャップがあるようである。

本来、適性試験の成績とその後の成績との相関関係を妥当に検証するためには、①適性試験の全受験者のその後の成績が必要であるが、現実には法科大学院の入学者だけの成績をデータとして調査を行うために、推定される相関係数には低下する方向で著しいバイアスがかかる。さらに、②各法科大学院の調査では、個別の法科大学院に入学した、全受験者に比べてごく少数の、一定の範囲の成績を示す学生のみが対象となる。そのため、本来知りたい相関関係を妥当かつ適切に推定するためには、適性試験のみならず入学者選抜試験全体の成績と入学後の成績の相関をみた上で個別入学者選抜試験に占める適性試験の重みも考慮して検証する必要がある。また、③適性試験成績とその後の成績との相関係数を評価する際には、入学試験成績と入学後成績についての先行研究において得られている相関係数の範囲との比較で評価をすることも重要である。

適性試験と学業成績の相関に関する適性試験管理委員会の調査結果と、法科大学院側認識のギャップは、上述した3点の統計的性質に関する配慮の違いから生じるものと思われる。

適性試験管理委員会は、そのような法科大学院の認識との間にあるギャップをなくすため、適性試験の必要性・有用性に対する一層の説明義務を尽くすとともに、相関性に関する調査分析を引き続き実施しその品質保証を担保することによって、適性試験に対する信頼をさらに向上させる努力を怠ってはならない。

- 3 以上の次第であり、適性試験のこれまでの内容、調査・分析結果等を踏まえると、適性試験がその果たすべき役割を果たしていないとは到底言えないものであり、むしろ、法学既修者が法科大学院の入学者の多数を占めるようになった後でも適性試験の成績と司法試験の可否との相関性は変わっておらず、法学既修者にとっても唯一に客観的な試験制度としての役割を果たしていると評価できるものである。

従って、現行の適性試験を大幅に変更若しくは事実上廃止するだけの正当性はここでも見出し難いものである。

- 4 適性試験を事実上廃止すると入試制度における客観的な測定が極めて困難になり、法科大学院制度への信頼性を損ねる結果となる

- (1) この点、近時、法科大学院への入学者の大幅な減少に鑑み、適性試験の役割は終了した旨の意見があるが、上述したとおり、これまで継続的・安定的に実施されてきた適性試験の実績、1年次の成績や司法試験との相関性、さらには客観的な試験として公平性、開放性、多様性を確保する唯一の試験として果たしている役割に鑑みると、入学者減少という現象を理由として適性試験を事実上廃止することには、説得力・正当性は到底認められない。しかも、中央教育審議会が各法科大学院に対して求めていた競争率2倍の確保という公的支援の指標を緩和した状況においては、質の確保を保證する観点から統一かつ客観的な試験制度の必要性・有用性はむしろ高まっているといえよう。

- (2) 加えて、適性試験を事実上廃止すると、法学未修者の試験は、小論文と面接が選抜手段の中心となるところ、客観的な試験ではないこれらの手法では、測定誤差が大きく、適正な選抜をすることは極めて困難であり、入学後の学生の能力担保や司法試験の結果に影響するなど、かえって法科大学院に対する信頼を失う結果となるであろう。

- (3) これに対し、法学未修者のみに課せばよいとの見解もあるが、法学未修者、法学既修者とも、2年次から同じカリキュラムを受けるにもかかわらず、一方のみが客観的な試験を課せられる試験制度は、公平性、開放性、

多様性の確保を旨とする法科大学院の入学選抜の理念に反する結果となるばかりか、適性試験が法学既修者に対しても司法試験の可否との相関性があることを看過している議論である。加えて、法学既修者にとっては志望する法科大学院ごとの試験対策の負担がさらに増加し、志望校を絞らざるを得ない結果となる上、試験実施主体にとっても、現在の志願者数に鑑みると、法学未修者のみで適性試験を継続的・安定的に運営・実施することは極めて困難であり、適性試験を事実上廃止するに等しい見解であり、とても現実的な見解とはいえないものである。

- (4) さらに、他の試験での代替性、たとえば法科大学院入学後に課する共通到達度確認試験にて能力担保を行えばよいという見解があるが、これは入学後に実施される法的知識による試験であり、法学既修者、法学未修者ともに全国一律に課される法的知識を問わない試験制度としての適性試験とはその目的・趣旨が異なるものであり、簡単に代替できる性質のものではない。しかも、入学段階ではなく入学後にふるい落とされた者(留年、退学等)にとっては(会社を退職して入学する者もいる)、取り返しがつかないダメージを被るのであり、かえって法科大学院から足を遠のかせる結果を招来するであろう。

第4 適性試験の改善策について

これまでは適性試験の役割や有用性について述べてきたが、法科大学院を取り巻く厳しい状況下にあっては、法科大学院の入学選抜制度のひとつとして位置づけられる適性試験においても、関係者からの声に真摯に耳を傾け、より信頼できる試験制度への改善を行っていかねなければならないことは言うまでもない。

そこで、以下では、試験実施時期、回数、実施地区について検討する。

1 試験実施時期、回数について

現行の適性試験は、法科大学院の入学試験の時期に間に合うよう、5月と6月に実施されている。この実施時期について、秋にも実施すべきとの意見があることから、法科大学院の入試が1校あたり多数回実施されるようになってきた状況に鑑み、適性試験管理委員会では、秋に追試験として、実施することを本格的に検討している。

秋の追試験に何人程度の者が志願するかは、未知数ではあるが、法科大学院の厳しい現状に鑑み、少しでも受験の門戸を広げるべく、秋実施に向け、速やかに調査・準備がなされるべきであり、実施されると試験回数は、春の2回と秋の追試を含め年3回の実施となるものである。

2 試験実施地区について

2011年に一本化した当初は、全国17地区で2回の試験実施をしていたが、2015年度は、札幌から沖縄まで全国14地区で実施されており、そのうち金沢、岡山、熊本は1回目の試験の実施のみとなっている。

これは、主として適性試験運営・実施における財務の健全性の観点から、法科大学院の学生募集停止があった地区の試験会場を廃止したり、志願者があまりにも少ない地区では回数を限定したことに基づくものである。

しかし、その地域・地域に貢献する法曹を養成する法科大学院の役割・意義は志願者の減少という現状においても何ら変わらないことから、適性試験管理委員会の決定により、2016年度（平成28年度）から受験料の改訂を行い、1回のみの実施となっている金沢、岡山地区を2回に増やし、法科大学院の学生募集を停止した熊本地区を維持することになった。今後も、財政の健全性が損なわれない限り、試験実施地区や会場を維持・拡大していくべきである。

第5 最後に

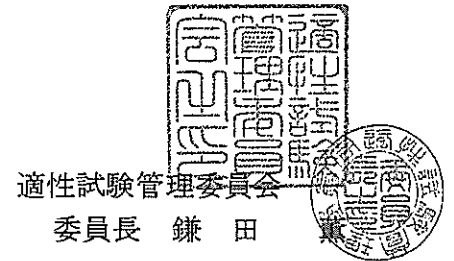
法科大学院、適性試験をとりまく状況は年々厳しさを増しているが、この厳しい時期である今こそ、関係機関が結束し、法曹養成制度の中核である法科大学院制度を支えるべく、知恵を出し合い、乗り切っていかなければならず、適性試験を巡る問題は、その試金石といえよう。

以 上



2016年(平成28年)2月29日

中央教育審議会大学部会法科大学院特別委員会
法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する検討WG 御中



適性試験に関する検討状況についての意見書

当委員会は、貴ワーキンググループ(以下「貴WG」という)から本年2月8日の法科大学院特別委員会に報告された報告書骨子案(以下「本報告書骨子案」という)について、以下のとおり、意見を述べるものである。

本報告書骨子案での対応策の主たる根拠となっているのが、先に貴WGの開催にあたって文部科学省が実施した法科大学院に対するアンケート調査結果であるが、アンケートの回答数が少なく、その一部回答結果のみから、本報告書骨子案文末の「改善方策」を導き出すことは、早計であると思料する。

すなわち、15年以上、安定的かつ継続的に実施されてきた適性試験制度そのものの存廃、任意化(事実上の廃止を意味する)を検討するにあたっては、適性試験制度が導入された経緯や実績、課題等を十分に分析・評価した上で、慎重に判断しなければならない。

ところが、本報告書骨子案において、適性試験制度そのものの廃止あるいは任意化(事実上の廃止)という方向性を結論づけた根拠となったアンケート調査結果は、「入学者の適性試験の成績と入学後の成績、司法試験合格状況等との相関関係を調査したことがあるか(複数回答可)」との項目において、回答45校中「適性試験の成績と入学後の成績の相関を調査している」が22校、「適性試験の成績と司法試験合格状況との相関を調査している」が12校にすぎず、「相関関係について調査したことがない」と回答した法科大学院が20校にものぼっている。しかも、統計学の相関関係の分析においては常識となっている「選抜効果」ないし「切断の効果」によれば、「(調査した結果)適性試験の成績と入学後の成績の相関関係がほとんど認められない」ことが通常であり(むしろ中程度や強い相関が認められたとしたら試験による選抜が適正になされていないことを窺わせるものと理解すべきである)、その旨の回答した15校はアンケート調査対象校全体の3割強にあたる。したがって当該アンケート調査結果からは、適性試験の制度そのものの有効性に疑いを抱かせるとの帰結は導き得ないものである。

なお、当委員会は、貴WGのヒアリングで示したように、適性試験スコアと法科大学院成績・司法試験の合格との間に一定の相関がみられることをすでに明らかにしているところで

ある。

他方、「法科大学院志願者の利便性向上の観点から、適性試験の実施時期やスコアの有効期間など改善すべき点」については、回答数 36 校のうち実施時期に関する意見が 25 校あり、具体的には「2 回目の試験を夏または秋に実施してほしい」との意見が紹介されている。

適性試験の内容等についての十分な検証をしないまま、これらのアンケート結果等から、貴 WG が、適性試験制度の改革・改善ではなく、適性試験制度そのものの廃止あるいは任意化（事実上の廃止）という方向性を結論づけることは、甚だ疑問と言わざるを得ない。

相關関係の正当性については、前述のとおり、今回のアンケートでは検証し得ない性質のものであり、正確な検証をするためには、全法科大学院を対象とした相關関係調査が必要である。

また、当委員会では、2016 年度の試験において、受験料の改訂とともに、金沢と岡山について、年 2 回実施することとして会場を拡大した上、2017 年度については、秋に追試を実施すべく、鋭意準備を進めているところである。

これは、前述のアンケートにおいて要望されている（適性試験が法科大学院進学の桎梏となっているとされている）事項や、以前から寄せられていた要望に対して、当委員会にて真摯に対応したものであり、その成果を見ずに廃止、あるいは任意化（事実上の廃止）となるように進めることは、到底受け入れ難いものである。

法科大学院志願者数が大幅な減少を続けていることは、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度を実現していく上で、深刻な問題であるが、志願者数が減少したことによって、その理念を枉げるようなことはあってはならない。

適性試験を利用せずに各法科大学院が独自の方法により入学者選抜を行うことは、これまで適切な手続きとして実施してきた、公平性、開放性、多様性という法科大学院の基本理念に基づいた入学者選抜試験の理念を枉げるものとなると当委員会では深く危惧するものである。

以上の次第であり、貴 WG においても、かかる点に十分留意して慎重にご検討いただくよう、切にお願いする次第である。

以上

適性試験スコアと法科大学院成績・司法試験合否との関連

- I) 適性試験と法科大学院成績の相関
- II) 適性試験と司法試験(2006〔H18〕～2015〔H27〕)の合否
 - a) 司法試験合格者の適性試験スコアは高い
 - b) 司法試験に早く合格する者の適性試験スコアは高い
- III) (参考) 入試成績と学業成績の相関関係を分析するための前提
 - a) 日本とアメリカ合衆国の入学者選抜制度の違い
 - b) 法曹養成プロセスと各種試験
 - c) 相関係数の選抜効果

適性試験管理委員会事務局 2015年10月29日

1

I) 適性試験と法科大学院成績の相関

適性試験成績と学業成績の相関係数(中央値)

	1年次必修科目成績との相関	全必修科目成績との相関
既修者課程	0.361	0.234
未修者課程	0.657	0.688
両課程	0.480	0.534

*法科大学院統一適性試験(JLF)採用の6校の2004(H16)～2005(H17)入学生データ

*選抜効果を修正した相関係数

*中央値とは学校単位の相関係数を大小順にならべた場合に中央に位置する相関係数の値である。偶数個の場合は中央の2つの値の平均をとる。

出典：法科大学院協会『適性試験成績と法科大学院学業成績との相関関係に関する調査研究報告書【追加分】』(2008年3月)

合衆国適性試験(LSAT)成績と学業成績の相関係数(中央値)

	適性試験と1年次成績の相関
相関関係	0.39

* Law School Admission Council (LSAC)の相関研究プロジェクトに参加した全大学の2003年データ

* Law Schoolの1年次科目はほぼ必修科目のみ

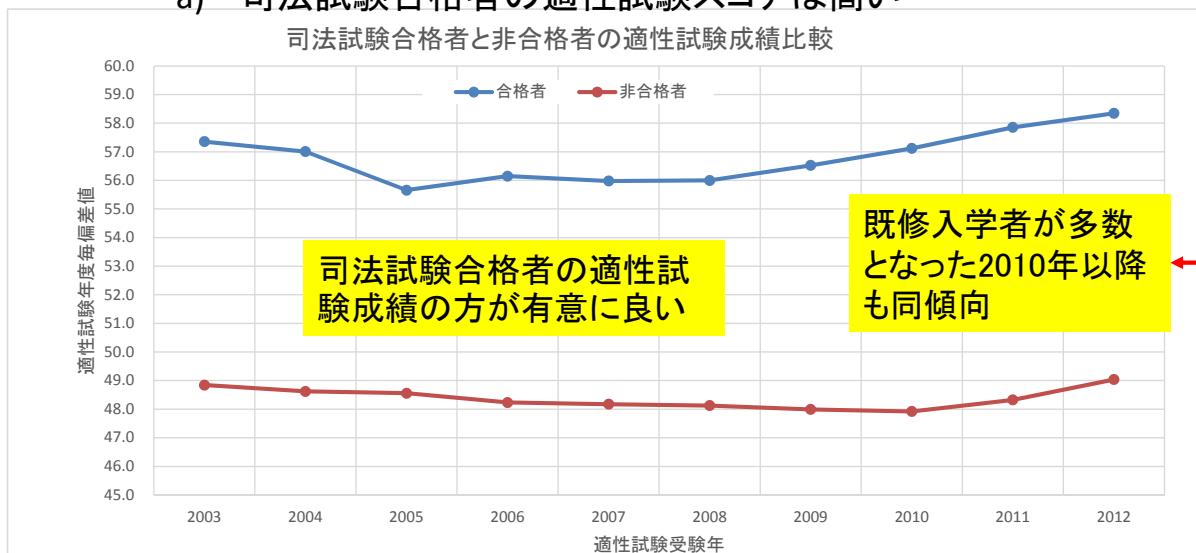
出典：LSAC「LSAT(法科大学院統一試験)に関する相関研究シリーズ-第1年次の成績に関する報告書例」適性試験委員会編『法科大学院統一適性試験テクニカル・レポート2005』(商事法務、2006年)

※適性試験成績と1年次必修科目成績との相関係数の中央値は「既修者」0.361、「未修者」0.657であり、適性試験成績と学業成績との間には相関関係がある。

※相関係数は各大学で異なる値をとる。これは入学試験制度やそこでの適性試験の重みなどの違いに影響されていることも一因である。
 ※合衆国の同種の研究でも適性試験と1年次成績は、学校によって異なるが一定の相関を示している。

II) 適性試験と司法試験(2006〔H18〕～2015〔H27〕)の合否

a) 司法試験合格者の適性試験スコアは高い

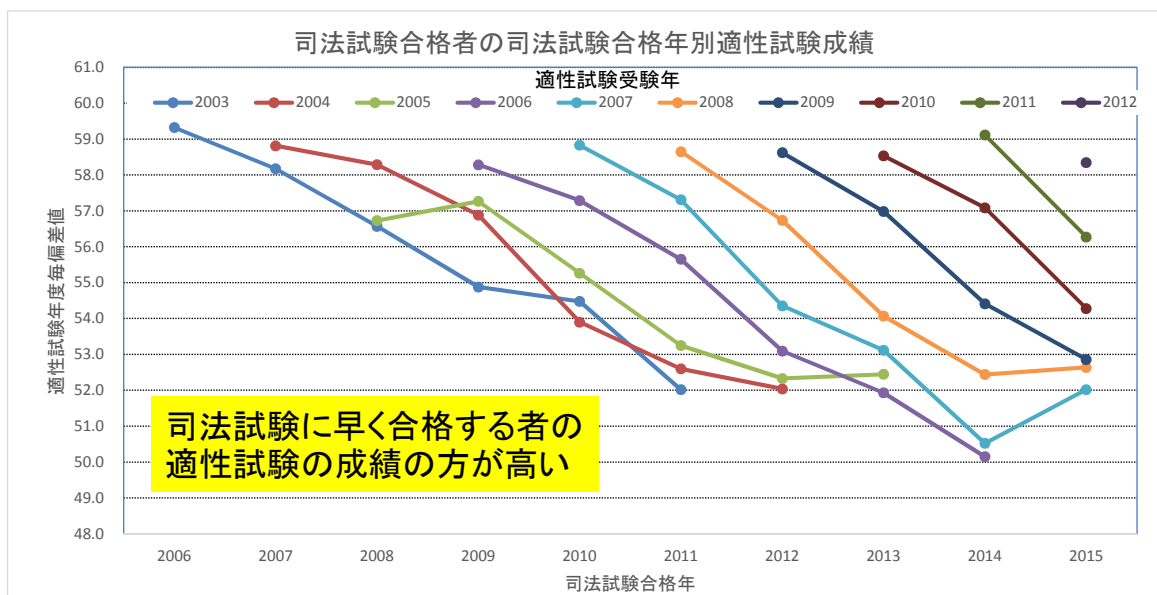


適性試験年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
適性試験合格者(a)	57.4	57.0	55.7	56.1	56.0	56.0	56.5	57.1	57.9	58.3
適性試験非合格者(b)	48.8	48.6	48.6	48.2	48.2	48.1	48.0	47.9	48.3	49.0
(a)-(b)	8.5	8.4	7.1	7.9	7.8	7.9	8.5	9.2	9.5	9.3
次年度の未修	3417	3481	3605	3544	3331	2823	2199	1704	1325	1081
既修	2350	2063	2179	2169	2066	2021	1923	1916	1825	1617

※成績平均は年ごとに計算した偏差値である。受験生集団の年度間の等質性が保障されていない点に留保が必要である。
 ※分析対象データは、2003-2010年のJLF適性試験受験者、2011-2012年の統一適性試験受験者、2006-2010年の新司法試験合格者、2011-2015年の司法試験合格者である。
 ※非合格者には、法科大学院非入学者、同非修了者、司法試験受験回避者、同不合格者に加え、法科大学院標準修業年限前に予備試験合格者として司法試験を受験し合格した者を含む。
 ※未修・既修別入学者数は、適性試験を受験した次年度の法科大学院の入学者数である。

3

b) 司法試験に早く合格する者の適性試験スコアは高い



出身学部別合格者数	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
法学部		1439	1618	1617	1679	1689	1685	1582	1397	1385
非法学部		412	447	426	395	374	359	347	250	279

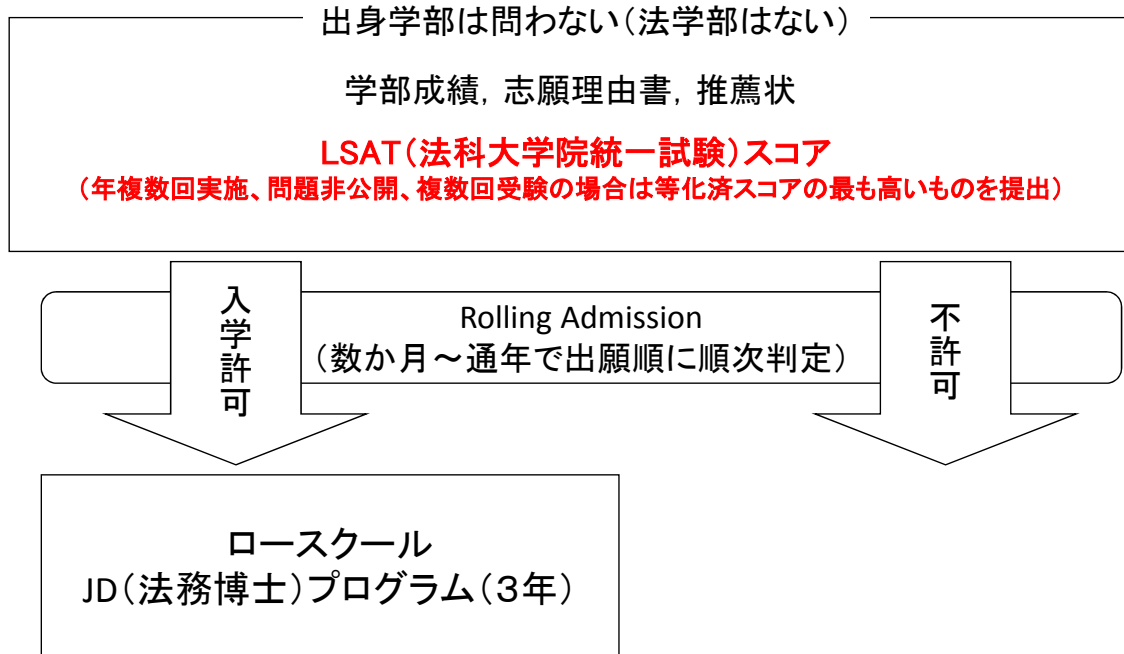
※成績平均は年ごとに計算した「偏差値」である。受験生集団の年度間の等質性が保証されていない点に留保が必要である。
 ※分析対象データは、2003-2010年のJLF適性試験受験者、2011-2012年の統一適性試験受験者のうち、2006-2010年の新司法試験合格者、2011-2015年の司法試験合格者である(法科大学院入学後標準修業年限前に予備試験合格者として司法試験に合格した者は除く)。
 ※2006年司法試験合格者の出身学部別内訳は不明。

4

III) (参考)入試成績と学業成績の相関関係を分析するための前提

a-1) 日本とアメリカ合衆国の入学者選抜制度の違い

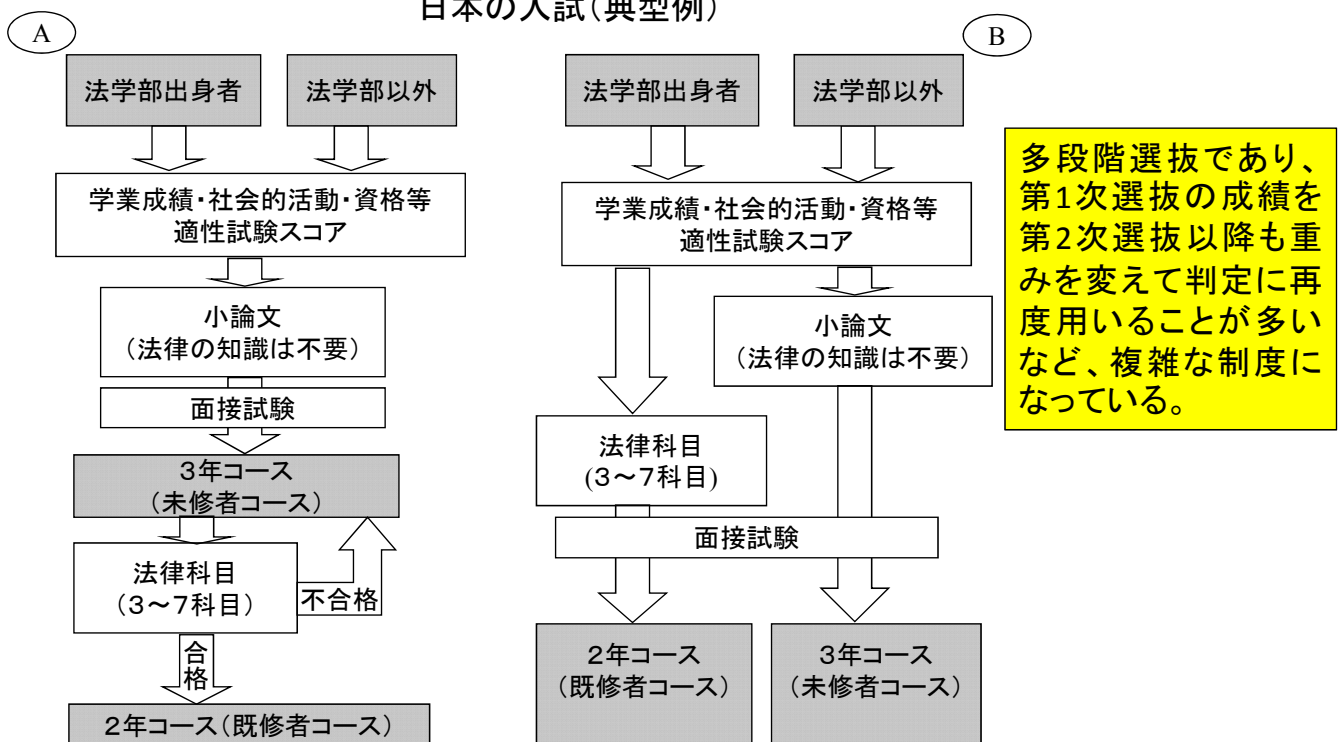
米国のロースクール入学者選抜(典型例)



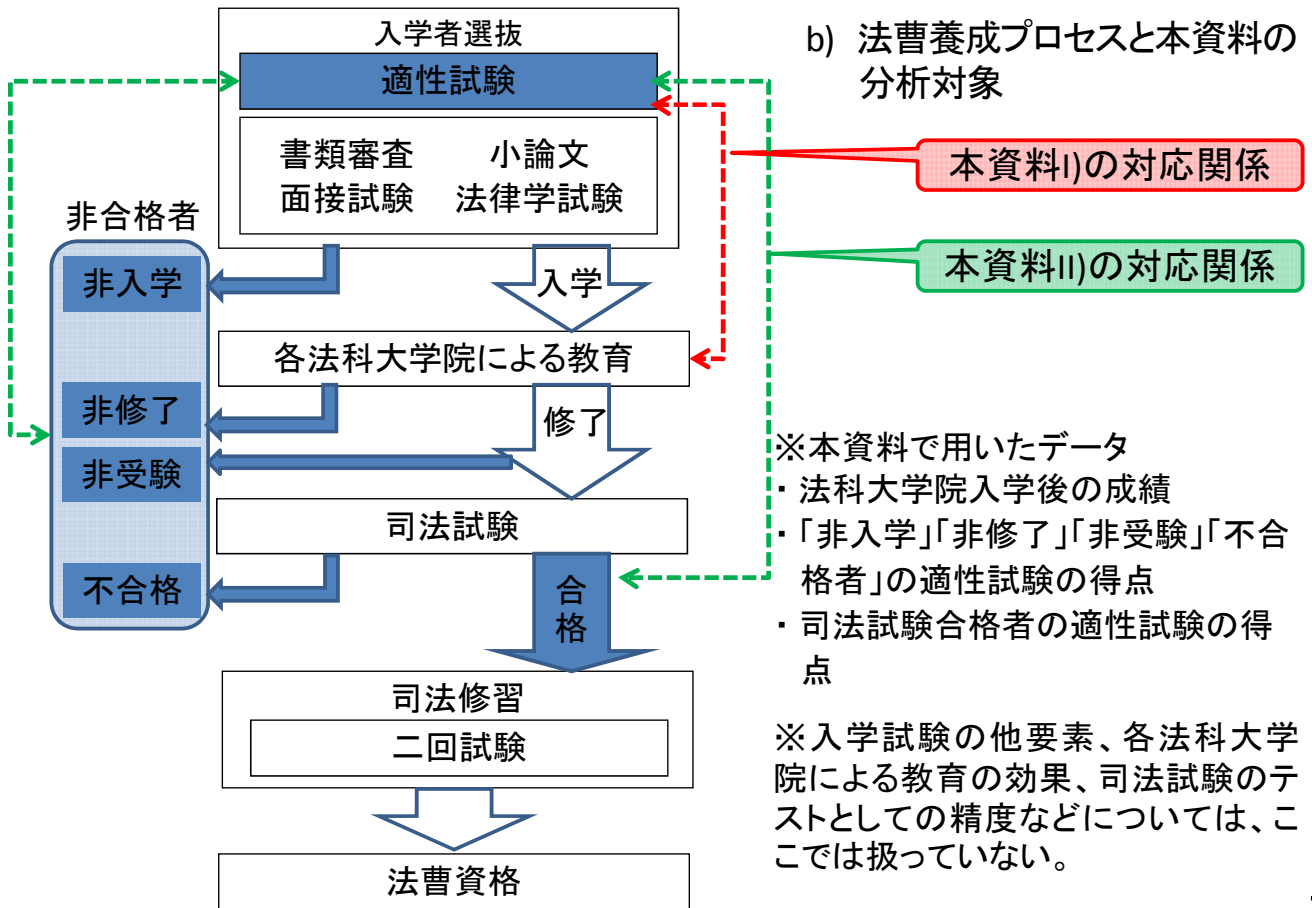
5

a-2) 日本とアメリカ合衆国の入学者選抜制度の違い

日本の入試(典型例)



III) (参考)入試成績と学業成績の相関関係を分析するための前提



7

c) 相関係数の選抜効果

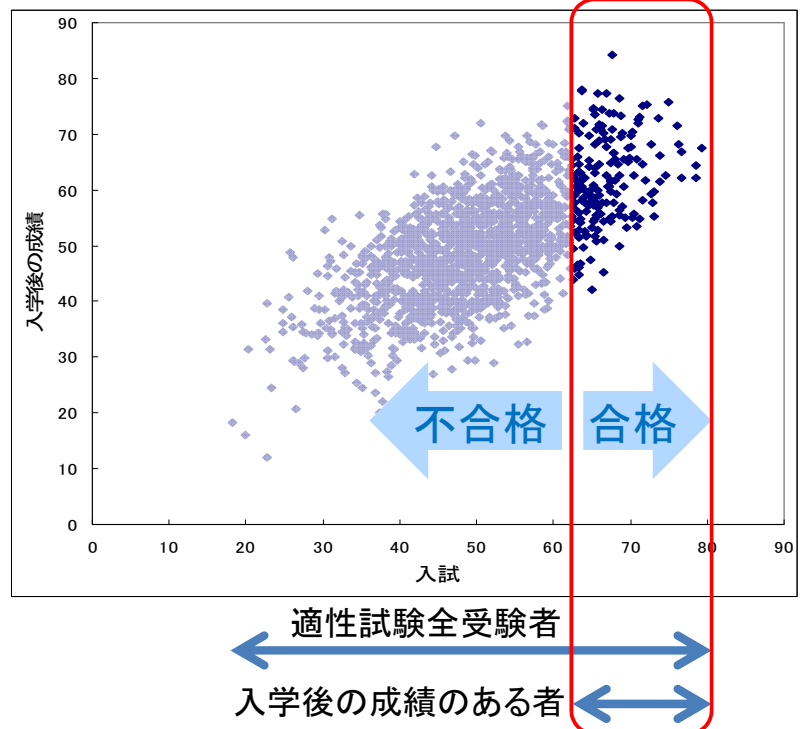
日本の医学部入学試験各科目と学業成績の相関係数の大きさの例

センター科目	平成7年度
英語	0.252
国語	0.336
社会	0.138
数学合計	-0.268
理科合計	-0.108
物理	-0.091
化学	-0.091
生物	-0.060

日本物理学会誌, Vol.55, No.8, 2000, p.616

※選抜効果により、専門と関連の深い理系科目との相関がマイナスないしほぼ0になる場合がある。

選抜効果の概念図



※相関係数の計算に使えるのが学業成績のある入学者データのための、入学試験成績と学業成績の相関が本来あるべき相関より低く見積られることは理論的に証明されている(選抜効果)。したがって、入学試験の一部である適性試験の予測的妥当性(学業成績との相関関係)を議論する場合にも、LSATと同様、すべての受験者が入学したと仮定した場合の相関に統計的に修正する必要がある。

第8期中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する検討ワーキング・グループ
委員名簿

◎：主査、○：主査代理

(専門委員) 6名

- | | |
|----------|--------------------|
| 笠井 治 | 弁護士 |
| ○ 樫見 由美子 | 金沢大学大学院法務研究科教授 |
| 野澤 正 充 | 立教大学大学院法務研究科委員長・教授 |
| 日吉 由美子 | 弁護士 |
| ◎ 松下 淳 一 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 山下 徹 哉 | 京都大学大学院法学研究科准教授 |

(計6名)

* 発令日は平成27年10月29日

* 笠井委員、樫見委員、日吉委員、松下委員の発令日は平成27年5月11日

法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する
検討ワーキング・グループの設置について

平成27年9月17日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会決定

法科大学院特別委員会の下に、「法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する検討ワーキング・グループ」（以下、「適性試験検討ワーキング・グループ」という。）を次のとおり設置する。

1. 所掌事務

近年の法科大学院入学者選抜の実施状況等を踏まえ、適性試験の在り方に関し、専門的な調査・分析・検討を行う。

2. 委員、臨時委員、専門委員

- ① 適性試験検討ワーキング・グループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下、「委員」という。）は、座長が指名する。
- ② 適性試験検討ワーキング・グループに主査を置き、座長が指名する。
- ③ 主査に事故があるときは、適性試験検討ワーキング・グループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 設置期間

適性試験検討ワーキング・グループの設置期間は、設置された日から平成28年3月31日までとする。

4. 法科大学院特別委員会への報告

適性試験検討ワーキング・グループの審議状況は、適時に法科大学院特別委員会へ報告するものとする。

5. その他

- ① 適性試験検討ワーキング・グループの庶務は、関係各課の協力を得て専門教育課で処理する。
- ② ここに定めるもののほか、議事の手続その他適性試験検討ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が適性試験検討ワーキング・グループに諮って定める。

審議経過

第1回：平成27年10月29日（木）

- ・議事の公開について
- ・適性試験の実施状況等について
- ・適性試験管理委員会からのヒアリング

第2回：平成27年11月18日（水）

- ・適性試験の活用状況調査の結果について
- ・適性試験の在り方に関する検討事項について

第3回：平成27年12月16日（水）

- ・適性試験の在り方に関する検討事項について

第4回：平成28年1月20日（水）

- ・検討結果の取りまとめに向けた議論

第5回：平成28年2月17日（水）

- ・検討結果の取りまとめに向けた議論

第6回：平成28年3月2日（水）

- ・適性試験管理委員会からのヒアリング
- ・検討結果の取りまとめに向けた議論

第7回：平成28年3月15日（火）

- ・報告書のまとめ